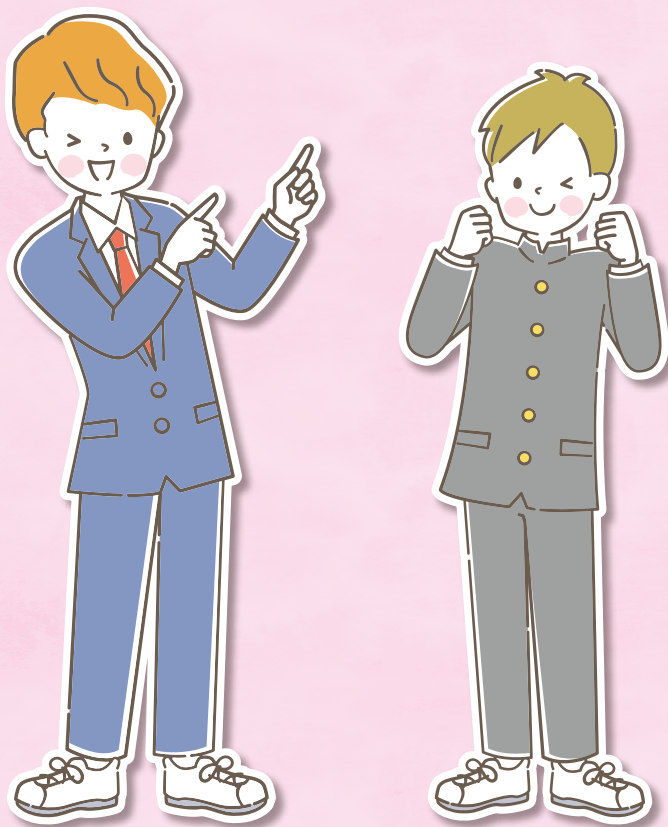


第1章 《總論



1 計画の策定にあたって

1-1 計画の目的

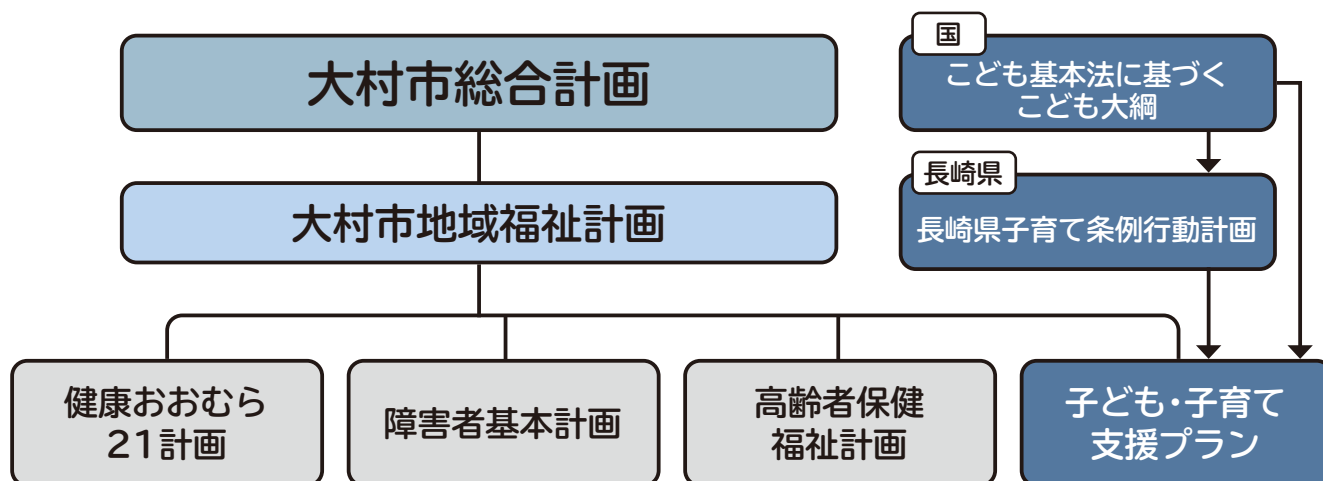
本市におけるこども・子育て支援の取組を総合的に推進し、本市の将来の担い手となるこどもたちを健やかに育むため、「第3期おおむら子ども・子育て支援プラン」(以下「本計画」という。)を策定します。

1-2 計画の位置付け

国は、令和5年12月22日に「こども基本法」に基づくこども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

こども基本法第10条において、市町村は、こども計画を既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができるとされています。本計画は、こども基本法の第10条第2項に基づく市町村こども計画であり、こどもやこどもに関わる全ての人への総合的な支援を推進していくため、本市のこども・子育て支援、児童福祉、少子化対策、若者に対する各種支援等の関連する分野の計画を一体的に策定します。また、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画※¹、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画※²、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく市町村子ども・若者計画※³及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく市町村計画※⁴として位置付け、上位計画である「第5次大村市総合計画(後期基本計画)」(令和3年3月策定)及び「第2期おおむら支え合いプラン(大村市地域福祉計画)」(令和3年3月策定)との整合を図り策定します。

おおむら子ども・子育て支援プランの位置付け



※1 就学前の児童が利用する教育・保育及び18歳までのこどもが利用する地域子ども・子育て支援事業について、量の見込み、確保の内容及び実施時期を定める計画のこと。

※2 こどもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成するための事業の内容、実施時期及び目標を定める計画のこと。

※3 39歳までのこども・若者の教育、福祉、保健、医療等における施策に関する事項及びこども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項を定める計画のこと。

※4 18歳までのこどもの貧困対策について定める計画のこと。

1-3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。ただし、社会情勢の変化や制度改正等に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

1-4 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、こども・子育て支援に係る当事者の声が十分に反映されるよう、子ども・子育て支援法に基づき設置している「大村市子ども・子育て会議」をはじめ、広範囲な意見の集約を図りました。

(1) 大村市子ども・子育て会議

本計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法に基づき設置している「大村市子ども・子育て会議」(以下「子ども・子育て会議」という。)の委員には、学識経験者、教育・保育関係者、子育て中の保護者等を選任しています。

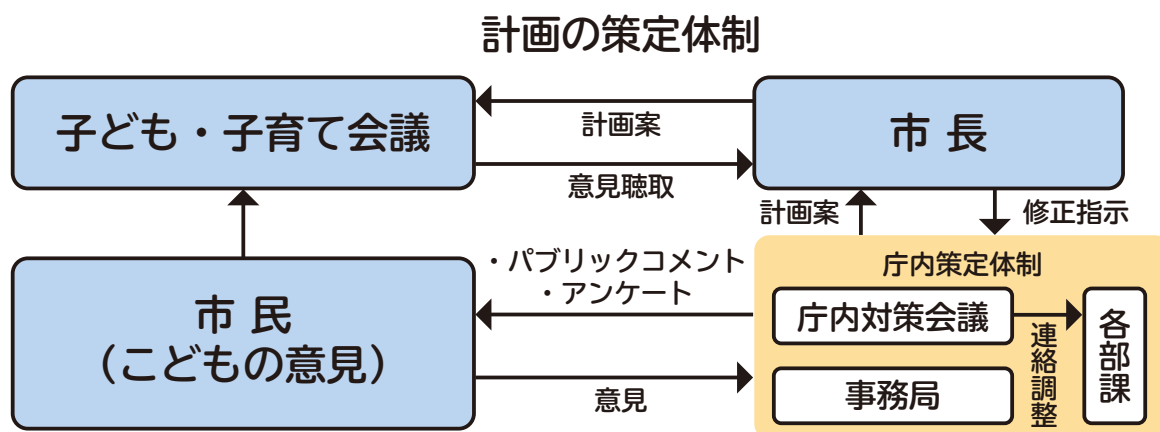
(2) 大村市子ども・若者政策に関する対策会議

子ども・子育て会議と連携し、子ども・子育て及び若者の総合的な施策を検討するため、市の庁内組織として、副市長、関係部長及び課長から構成される「大村市子ども・若者政策に関する対策会議」(以下「庁内対策会議」という)を設置しています。

(3) 市民アンケート及びパブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、本市では、子育て中の市民の子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和6年度にアンケート調査を実施しました。

また、更に広範な市民の意見を反映させるため、計画案を市民に広く公表し、パブリックコメントを実施しました。



「こども」と「子ども」の表記について

子どもの権利条約では、18歳未満を「子ども」と定義しており、我が国においても、児童福祉法などで主に18歳までを「子ども」と定義し支援の対象としています。一方、こども基本法では、年齢に区切りを置かず、「心身の発達の過程にある者」を「こども」と定義しています。

本計画は、心身の発達の過程にある方すべてが支援の対象であることから、法令に根拠がある語を用いる場合、固有名詞を用いる場合、他の語との関係で「こども」以外の表記を用いる必要がある場合を除き、「こども」と表記します。

1-5 SDGsとの関連について

SDGsとは、持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)の略で、平成27年に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ(行動計画)」の中核とされる17のゴールのことで、SDGsは、2030年までに達成を目指す全世界共通の目標とされ、貧困の撲滅など、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すことが理念に掲げられています。

我が国においては、平成28年に内閣総理大臣を本部長とした「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、地方自治体を含む、あらゆる関係者とSDGs達成に向けた取組が進められています。

本市では、SDGsの理念を踏まえながら、各取組を推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



なお、本計画に掲げる施策と関連性が高いSDGsの目標は以下のとおりです。

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。	5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワークを促進する。	10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する。
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつレジリエントで持続可能な都市及び人間居住を実現する。	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

2 計画の背景

2-1 国の現状

我が国の総人口は、平成22(2010)年の1億2,806万人をピークに減少に転じ、少子高齢化も急速に進んでいます(図1参照)。

年間の出生数は、第1次ベビーブーム期には約270万人、第2次ベビーブーム期の昭和48(1973)年には約210万人でしたが、昭和50(1975)年に200万人を割り込み、それ以降、減少傾向となっています(図2参照)。

合計特殊出生率^{※5}をみると、第1次ベビーブーム期には4.3を超えていましたが、昭和25(1950)年以降急激に低下し、その後、第2次ベビーブーム期を含め、ほぼ2.1台で推移していました。しかし、昭和50(1975)年に2.0を下回ってから再び低下傾向となり、平成元(1989)年にはそれまで最低であった昭和41(1966)年(丙午:ひのえうま)の1.58を下回る1.57を記録し、さらに、平成17(2005)年には過去最低である1.26まで落ち込みました。その後、平成27(2015)年には1.45まで上昇したものの、令和4(2022)年には1.26と過去最低となりました。

晩婚化の進行とともに、女性の年齢別出生率がピークとなる年齢も変化しています。女性の年齢別出生率をみると、出生率がピークとなる年齢は昭和50(1975)年では25歳でしたが、平成17(2005)年には30歳、令和2(2020)年には31歳となっています(図3参照)。

合計特殊出生率の低下は20歳代における出生率が低下したことが一因であると考えられますが、30～40歳代の年齢別出生率は上昇しています。

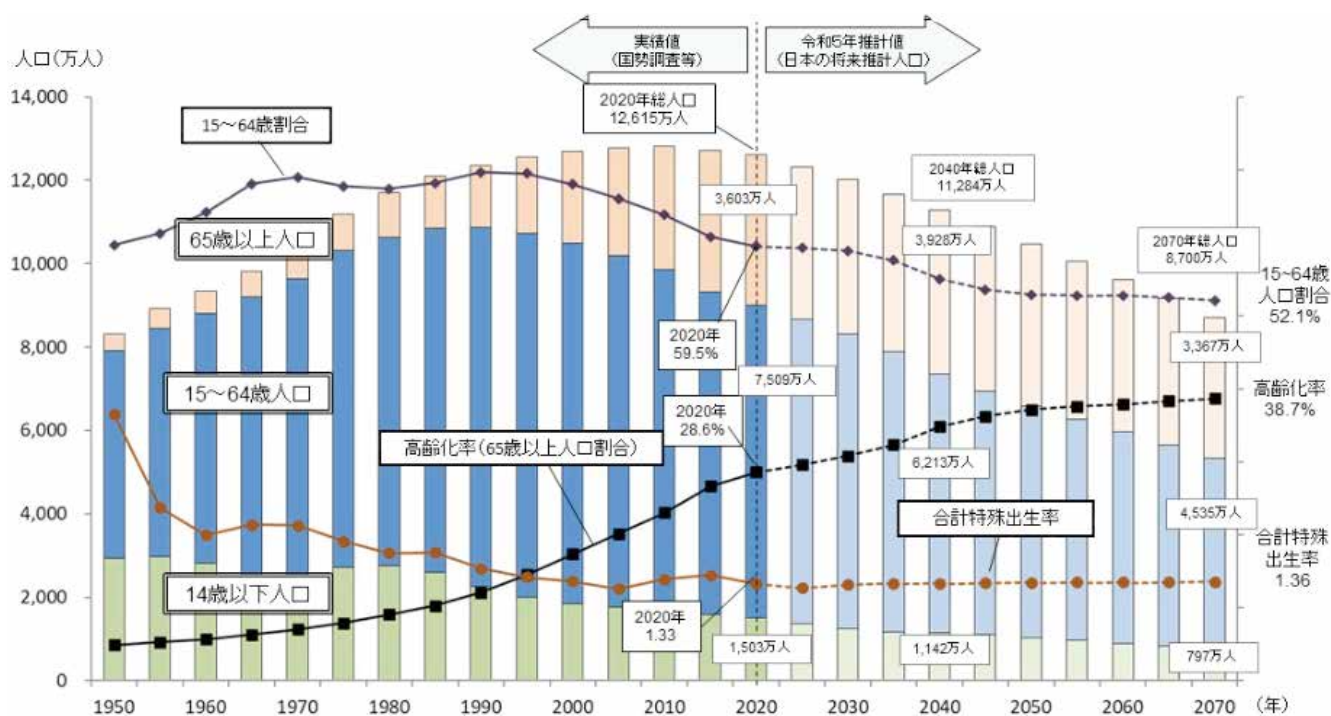
また、出産後に就業継続を希望する女性の割合も増加しています。女性の出産前後の就業をめぐる状況をみると、第1子を出産した既婚女性で第1子の出産前に就業していた女性のうち、出産後に就業を継続した女性の割合は、平成11(1999)年頃まで4割前後で推移してきましたが、平成27(2015)年から令和元(2019)年に第1子を出産した既婚女性では、69.5%へと大幅に上昇しています(図4参照)。

このような中、子育てと仕事の両立を支援するための施策として、平成29年の「子育て安心プラン」及び平成30年の「新・放課後子ども総合プラン」において、待機児童の解消に必要な受け皿を確保することとして、保育園や放課後児童クラブ等の整備が進められてきました。

保育園の待機児童はおおむね解消しつつありますが、放課後児童クラブは依然として待機児童が発生している状況です(図5・図6参照)。

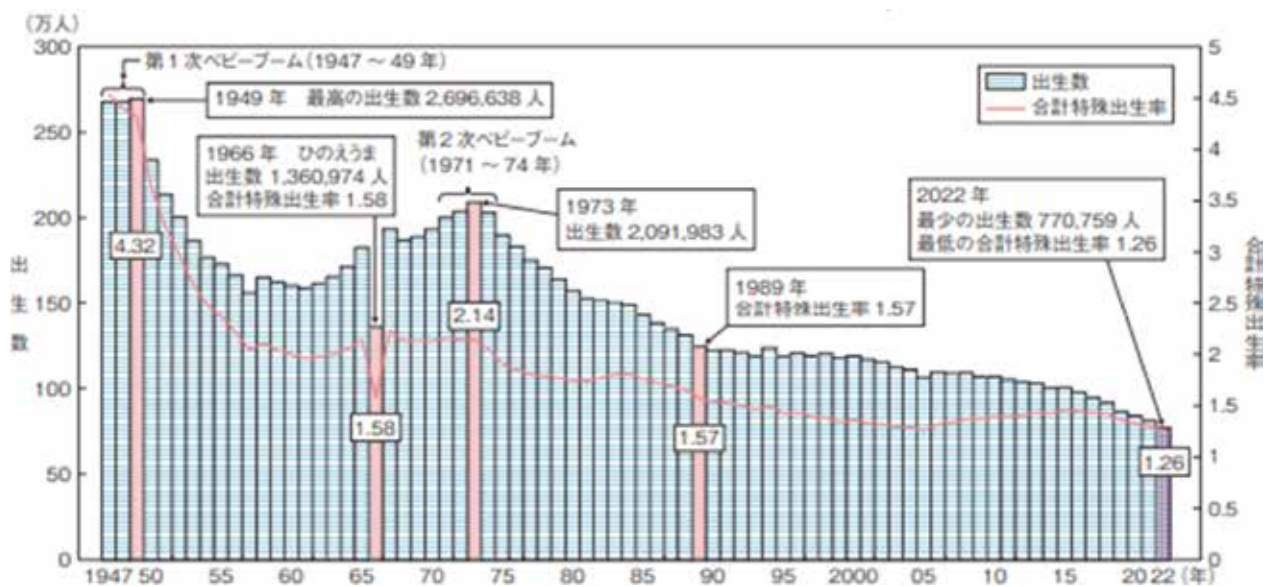
※5 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの(出典:厚生労働省ホームページ)。

図1 我が国の総人口及び人口構造の推移と見通し



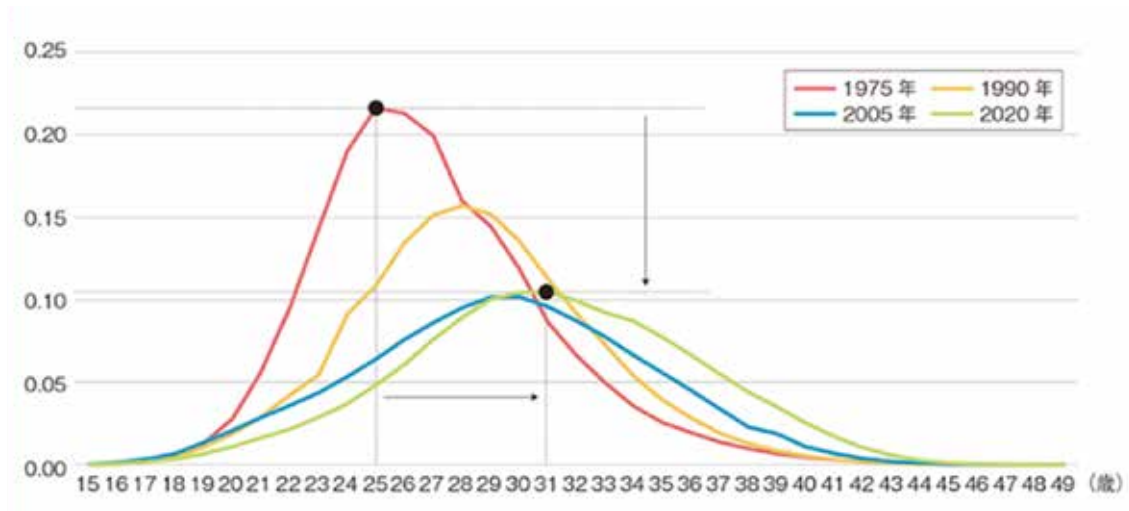
出典:内閣府「日本の人口の推移」2020年までの人口は総務省「国勢調査」、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計」、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「(出生中位(死亡中位)推計)」

図2 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



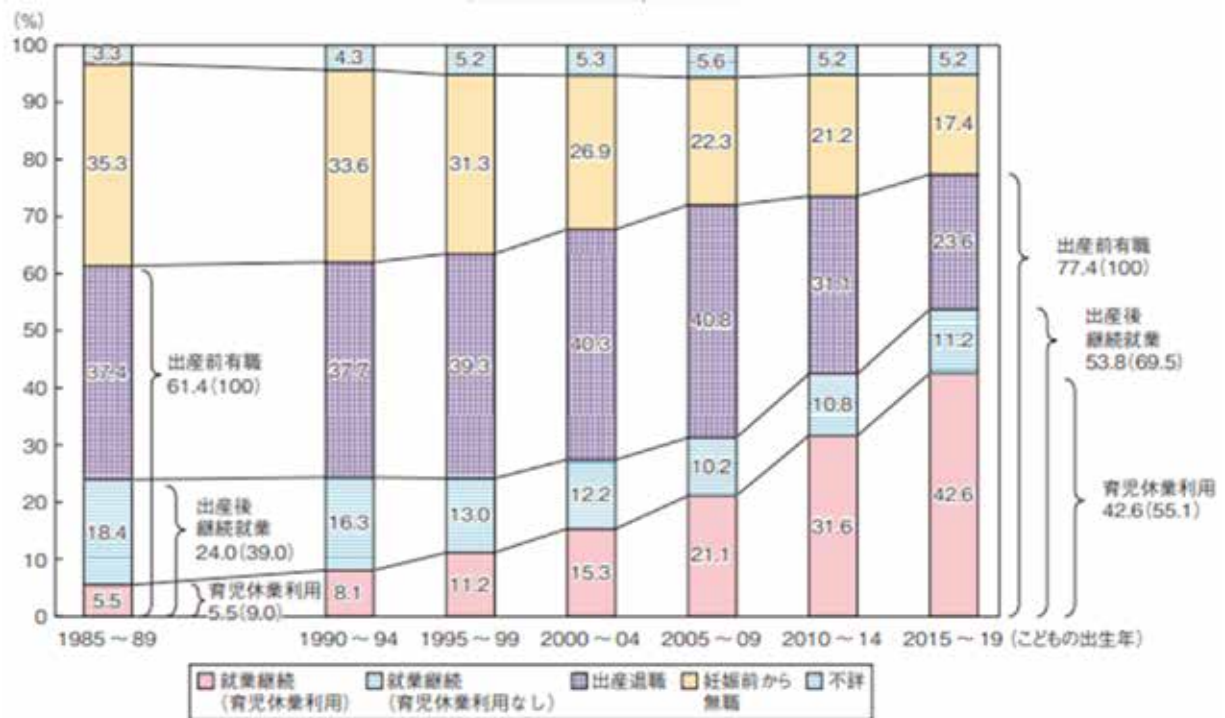
出典:内閣府「令和6年版こども白書」

図3 女性の年齢別出生率

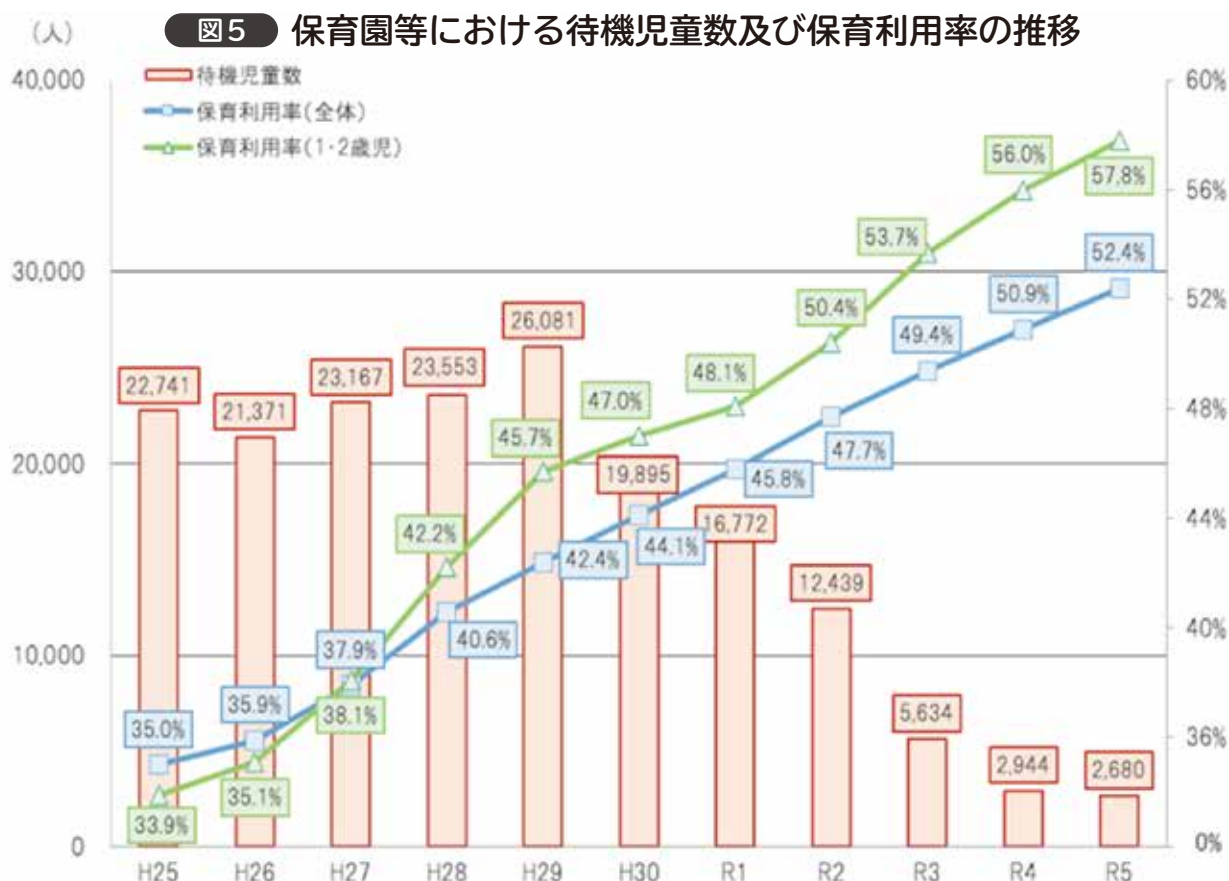


出典：内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」（令和2年国勢調査によるデータ）

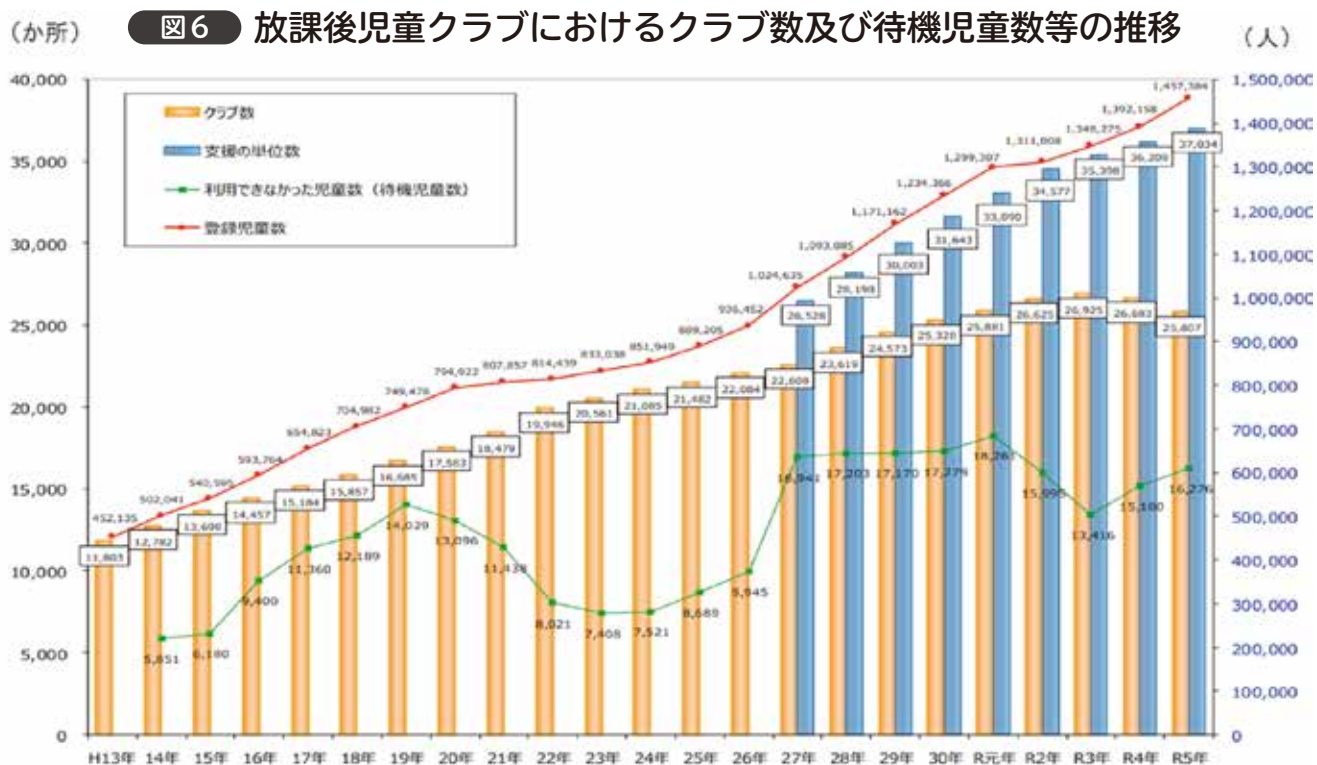
図4 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化



出典：内閣府「令和6年版こども白書」



出典: こども家庭庁「保育所等関連状況取りまとめ(令和5年4月1日)」



出典: こども家庭庁「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況(令和5年5月1日現在)」

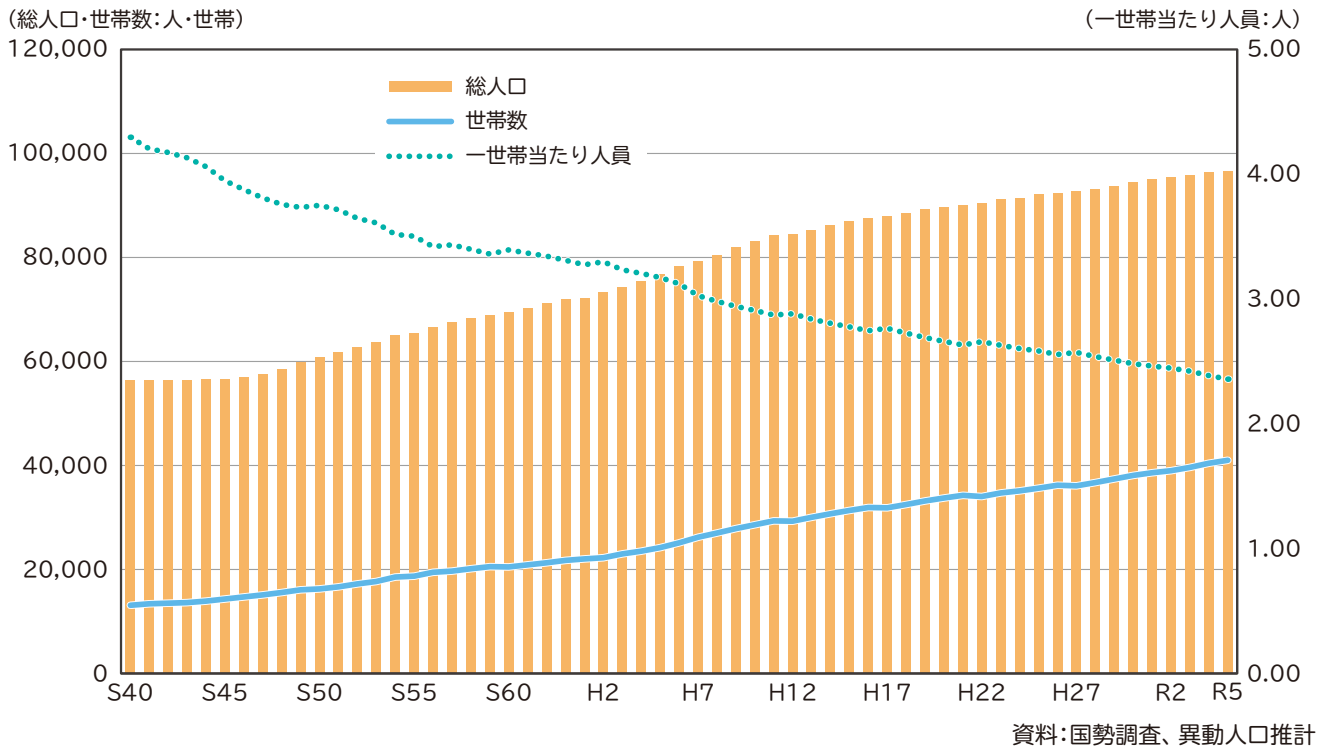
2-2 本市の現状

(1) 本市の人口と世帯数の状況

本市の人口は、昭和40年から昭和45年までおおむね横ばいで推移していましたが、以降は増加を続けており、令和5年10月時点で96,579人となっています(図7参照)。

世帯数も、多少の増減はあるものの増加が続いており、令和5年時点で40,967世帯となっています。一方、一世帯当たり人員は昭和40年の4.30人から、令和5年時点で2.36人まで減少しています。

図7 本市の人口及び総世帯数の推移



(2) 本市の少子高齢化の動向

本市の年齢別人口を年齢3区分別にみると、総人口が増加を続けている一方、0歳から14歳までの年少人口は減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています(図8参照)。

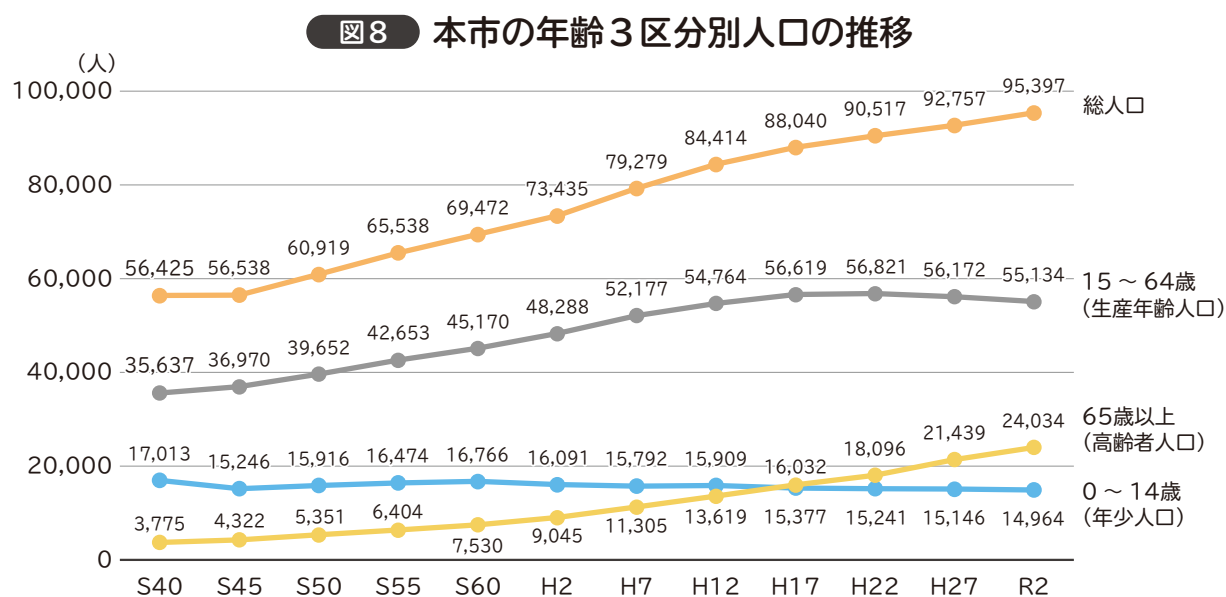
総人口に占める年少人口構成比を比較すると、昭和40年は30.2%であったのに対し、令和2年には15.7%にまで減少しています。

また、男女別の人口構造の変化を人口ピラミッドで比較すると、ピラミッド型から紡錘型に変化しており、高齢化が進行していることがわかります(図9参照)。

本市の年間出生数は、平成10年以降、900人台後半から1,000人台前半で推移していましたが、令和元年に888人に落ち込み、その後、令和2年に904人へ増加したものの令和3年からは再び減少に転じ、令和5年は829人となっています(図10参照)。

合計特殊出生率は平成11年以降、多少の増減はあるもののおおむね横ばいで推移しており、令和4年時点で1.74となっています(図11参照)。

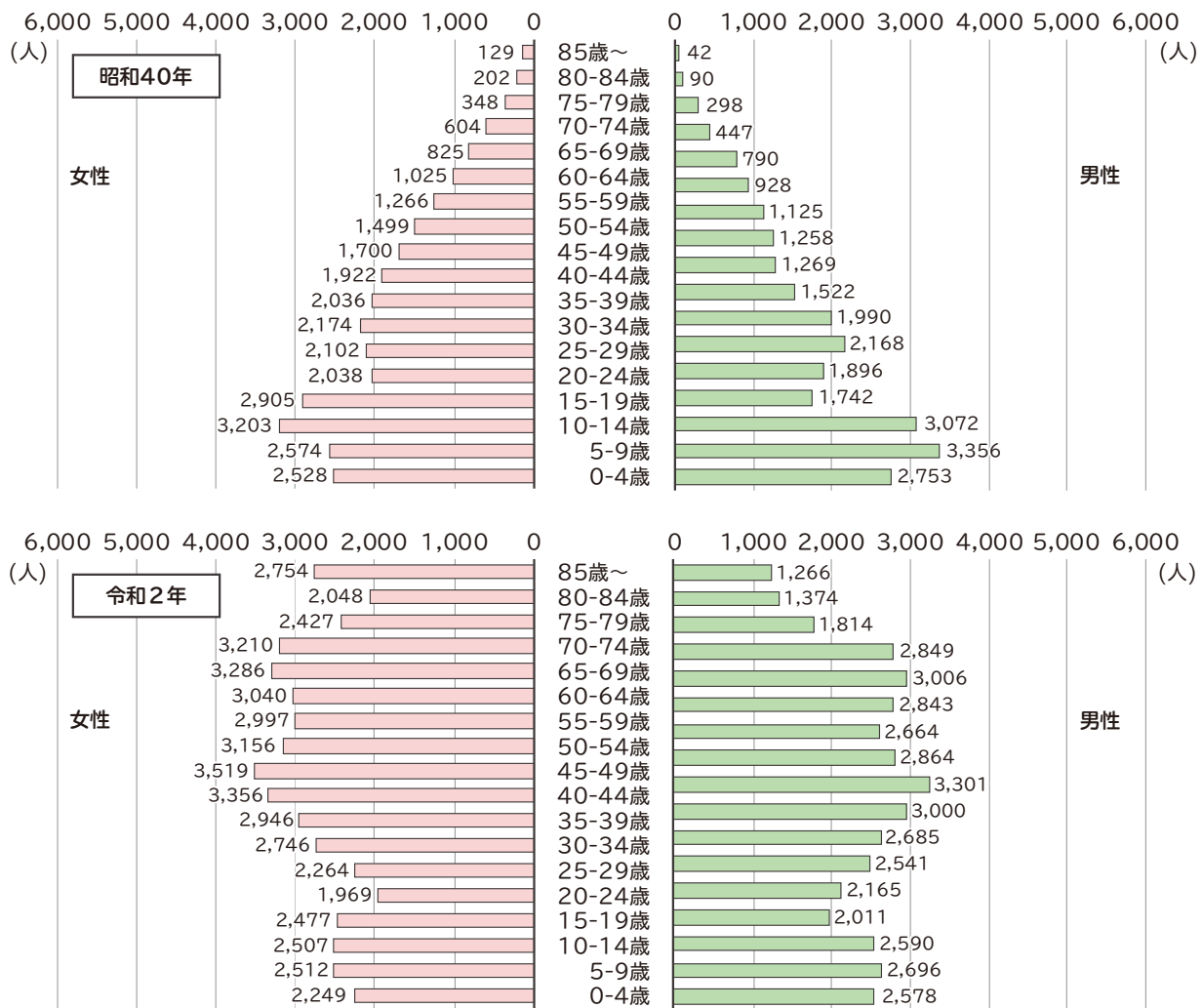
本市の合計特殊出生率は全国、長崎県と比較して一貫して高い水準で推移していますが、人口置換水準※6である2.07を大きく下回っており、高齢人口の増加や出生数の減少も相まって、今後も少子高齢化が進行していくものと推察されます。



資料:国勢調査

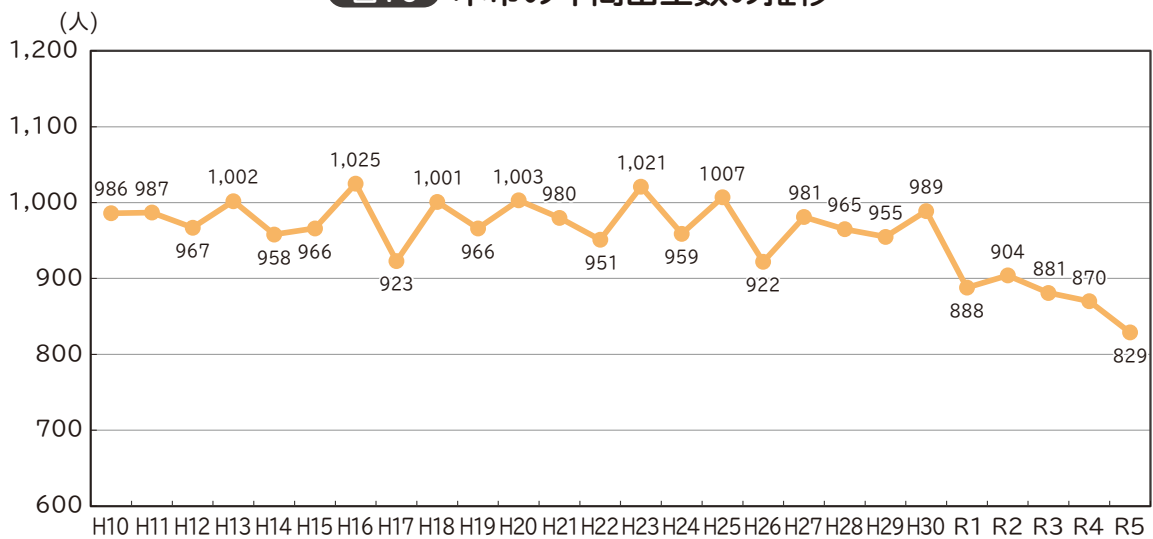
※6 人口が増加も減少もしない均衡した状態になる合計特殊出生率の水準。

図9 本市の人口ピラミッドの比較(昭和40年と令和2年の比較)



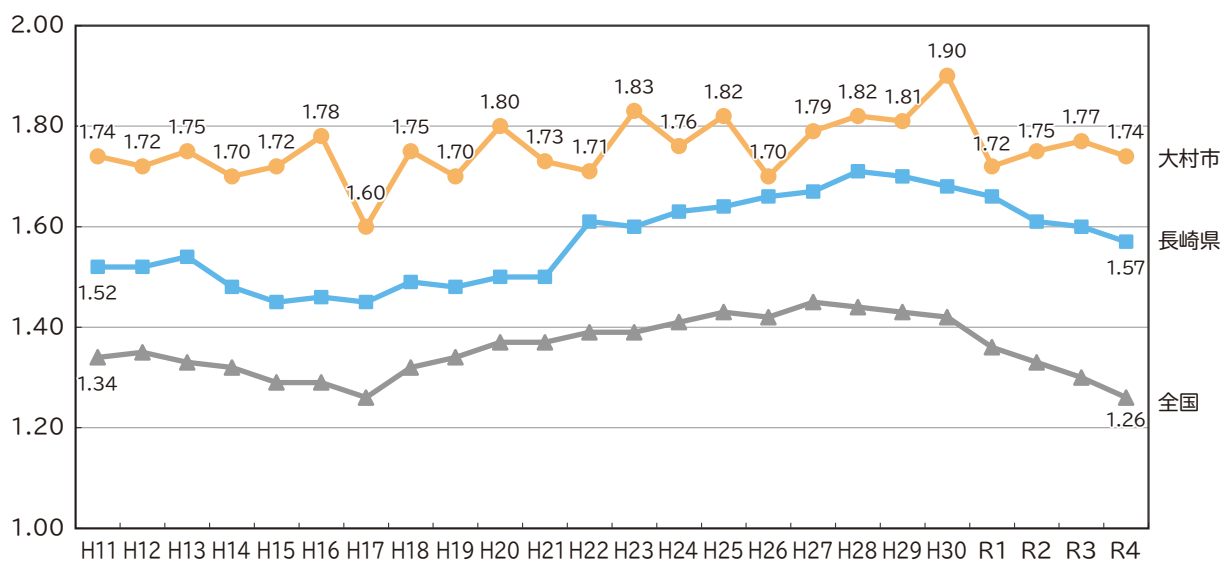
出典:内閣府「令和4年版少子化社会対策白書」(令和2年国勢調査によるデータ)

図10 本市の年間出生数の推移



資料:長崎県異動人口調査

図11 本市の合計特殊出生率の推移



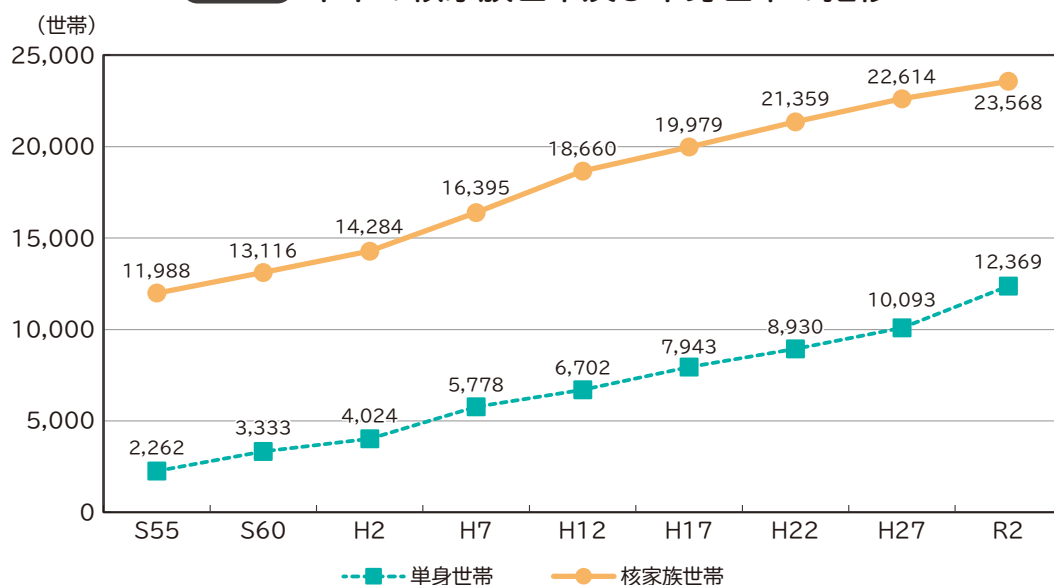
資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

(3) 本市の家族構成の動向

本市の核家族世帯数、単身世帯数は増加を続けており、昭和55年と令和2年を比較すると、核家族世帯数は約2倍、単身世帯数は約5.5倍と大きく増加していることがわかります(図12参照)。

本市の総世帯数は増加を続けている一方、一世帯あたり人員は減少が続いていますが(9ページ図7参照)、その主な要因として、核家族世帯や単身世帯の増加が続いていることが考えられます。

図12 本市の核家族世帯及び単身世帯の推移



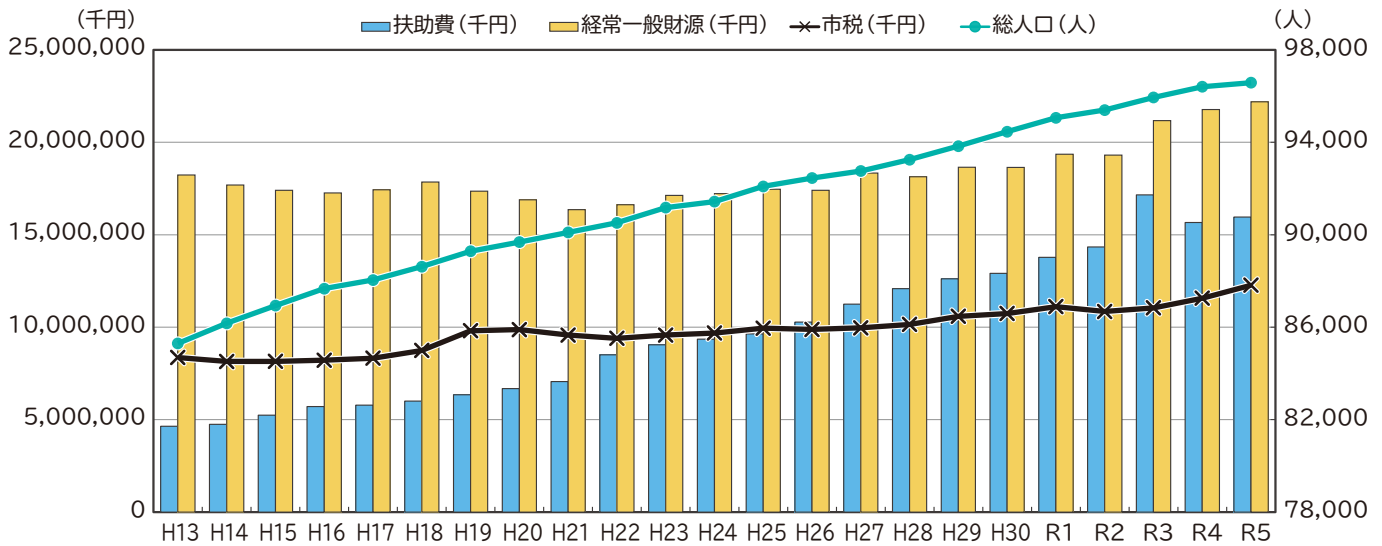
資料：国勢調査

(4) 本市の社会保障費の状況

本市の扶助費(生活保護費や児童手当、児童扶養手当等が含まれる歳出)は、平成13年以降、増加傾向で推移しています。(図13参照)。

経常一般財源※7に占める扶助費の割合も年々増加しており、財政運営は厳しさを増しています。

図13 本市の扶助費、経常一般財源、うち市税經常収入、総人口の推移



内部資料をもとに作成

※7 一般財源(用途が特定されない財源)のうち、地方税、普通交付税などの毎年度連続して固定的に収入されるもの。

(5) 本市の教育・保育施設の利用状況

本市の幼稚園及び認定こども園の幼稚園部(以下本章において「幼稚園等」という。)の就園状況の推移を見ると、私立の幼稚園等の児童数は横ばい傾向にある一方、市立幼稚園等の児童数は減少傾向となっています(図14参照)。

全幼稚園等の児童と全保育園の児童の推移を見ると、平成9年以降、保育園の利用児童の増加に反して幼稚園の利用児童は減少しており、令和5年時点でも同様の傾向が続いています(図15参照)。

こうした保育園の利用児童の増加に伴い、平成29年度から令和元年度までは、待機児童が発生していましたが、定員増や保育士確保策等により、令和2年度以降4月時点の待機児童は発生していません。

内閣府の「男女共同参画白書」によると、昭和55年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加し、平成8年には共働き世帯が男性雇用者と無業の妻から成る専業主婦世帯を上回りました。平成9年以降、共働き世帯数はさらに増加を続け、令和5年時点で専業主婦世帯数の約3倍となっています(図16参照)。

図14 本市の私立幼稚園等の児童数及び市立幼稚園等の児童数の推移

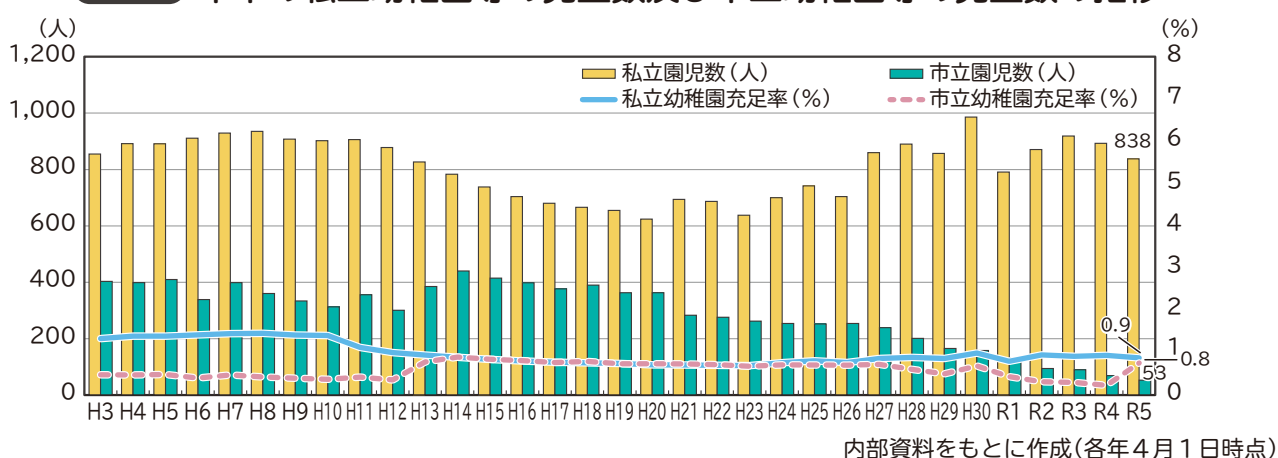


図15 本市の全幼稚園等の児童数及び全保育園の児童数の推移

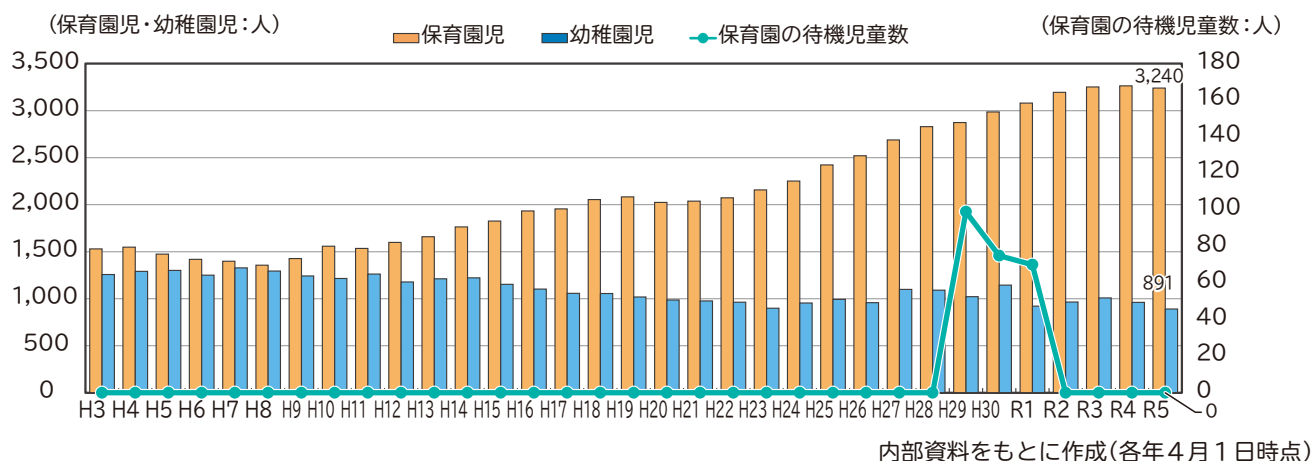
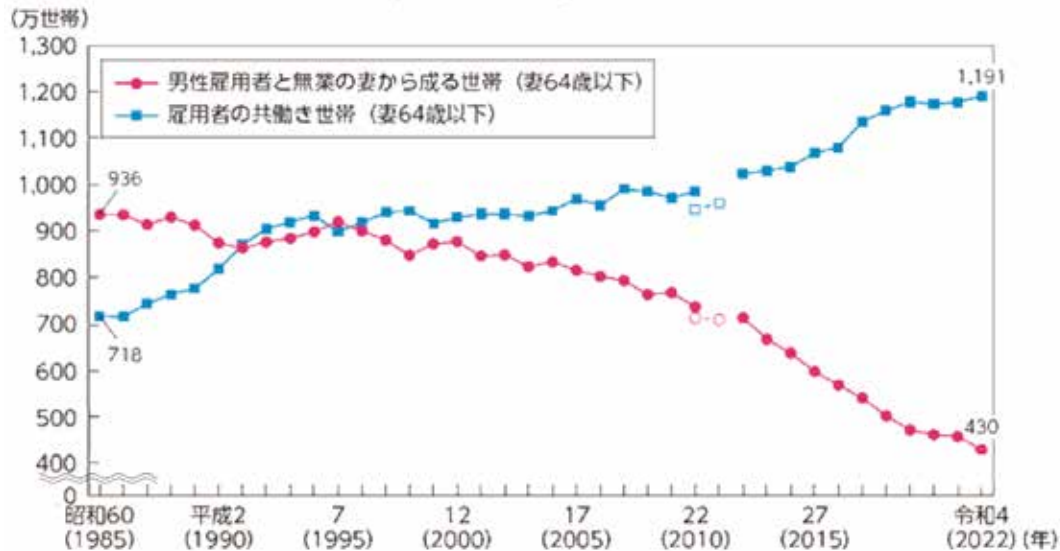


図16 我が国の専業主婦世帯数及び共働き世帯数の推移

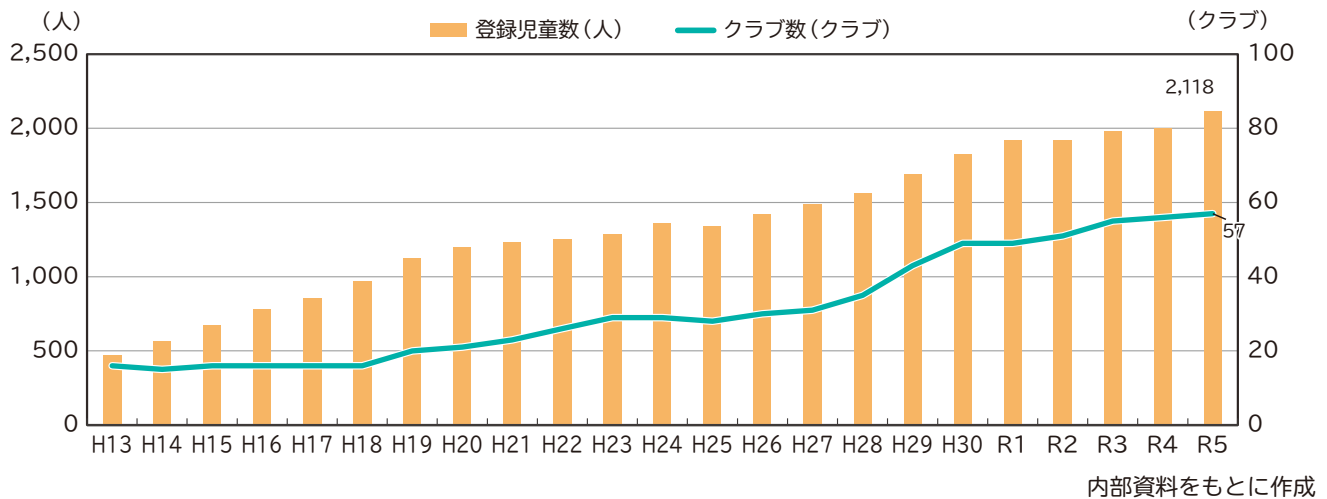


※平成22～23年は、東日本大震災の影響で集計できなかった岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。
出典：内閣府「令和6年度版男女共同参画白書」をもとに作成。

(6) 本市の放課後児童クラブの利用状況

本市の放課後児童クラブの利用状況の推移をみると、クラブ数の増加とともに登録児童数も増加しています(図17参照)。

図17 本市における放課後児童クラブの利用状況の推移



2-3 子育て世代アンケート結果

本計画を策定するに当たり、教育・保育・子育て支援に関する市民のニーズを把握するため、就学前児童と小学生のこどもがいる子育て家庭を対象に、子育て世代アンケートを実施しました。

この子育て世代アンケートと第2期計画策定の際に実施した同アンケート結果の変化について、主なものをまとめました。

なお、第1期計画策定の際に実施した同アンケートについても、参考に結果を掲載しています。

また、子育て世代アンケートの全体の結果については、資料編に掲載しています。

第2期及び第3期におけるアンケートの概要

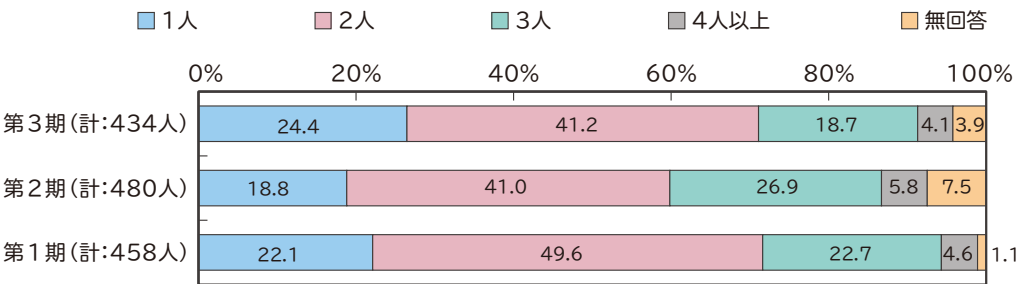
調査の種別と実施概要		第2期	第3期
就学前児童	実施期間	平成30年11月	令和6年5月
	調査対象世帯	0～6歳の未就学のこどもがいる世帯 1,000世帯	0～6歳の未就学のこどもがいる世帯 1,000世帯
	抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
	実施方法	郵送による配布、回収	郵送による配布、回収及び インターネットを通じたweb調査
	回収結果	480件(回収率 48.0%)	434件(回収率43.4%)
小学生	実施期間	平成30年11月	令和6年5月
	調査対象世帯	小学1年生～6年生のこどもがいる世帯 1,000世帯	小学1年生～6年生のこどもがいる世帯 1,000世帯
	抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出	住民基本台帳による無作為抽出
	実施方法	郵送による配布、回収	郵送による配布、回収及び インターネットを通じたweb調査
	回収結果	474件(回収率47.4%)	490件(回収率49.0%)

※調査項目は内閣府により作成された共通の項目に、市独自の項目を加えています。

(1) 就学前児童

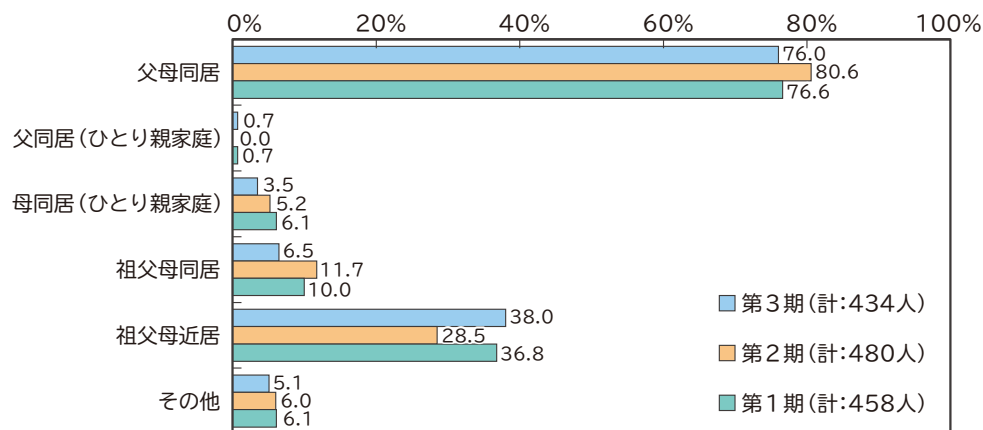
① 世帯のこどもの数

こどもの数が1人の世帯が増加し、3人以上の世帯が減少しています。



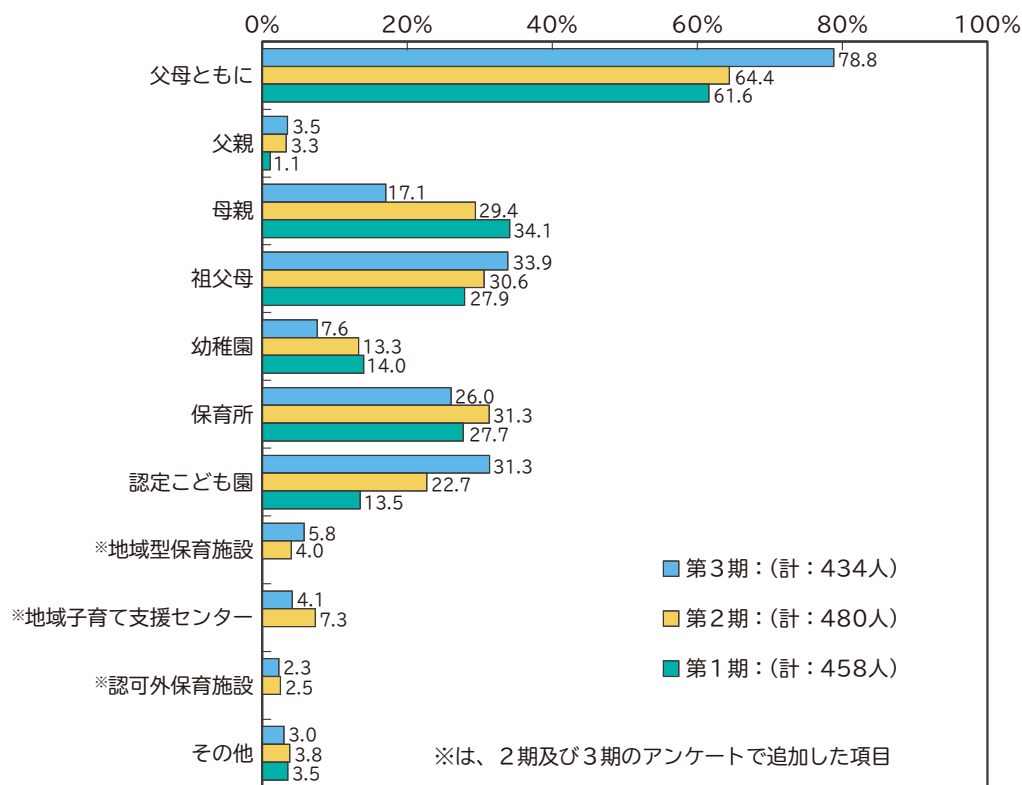
② 同居・近居の状況

父母同居世帯、祖父母同居世帯が減少しています。また、祖父母近居世帯が9.5ポイント増加しています。



③ 子育てに日常的に関わっている方

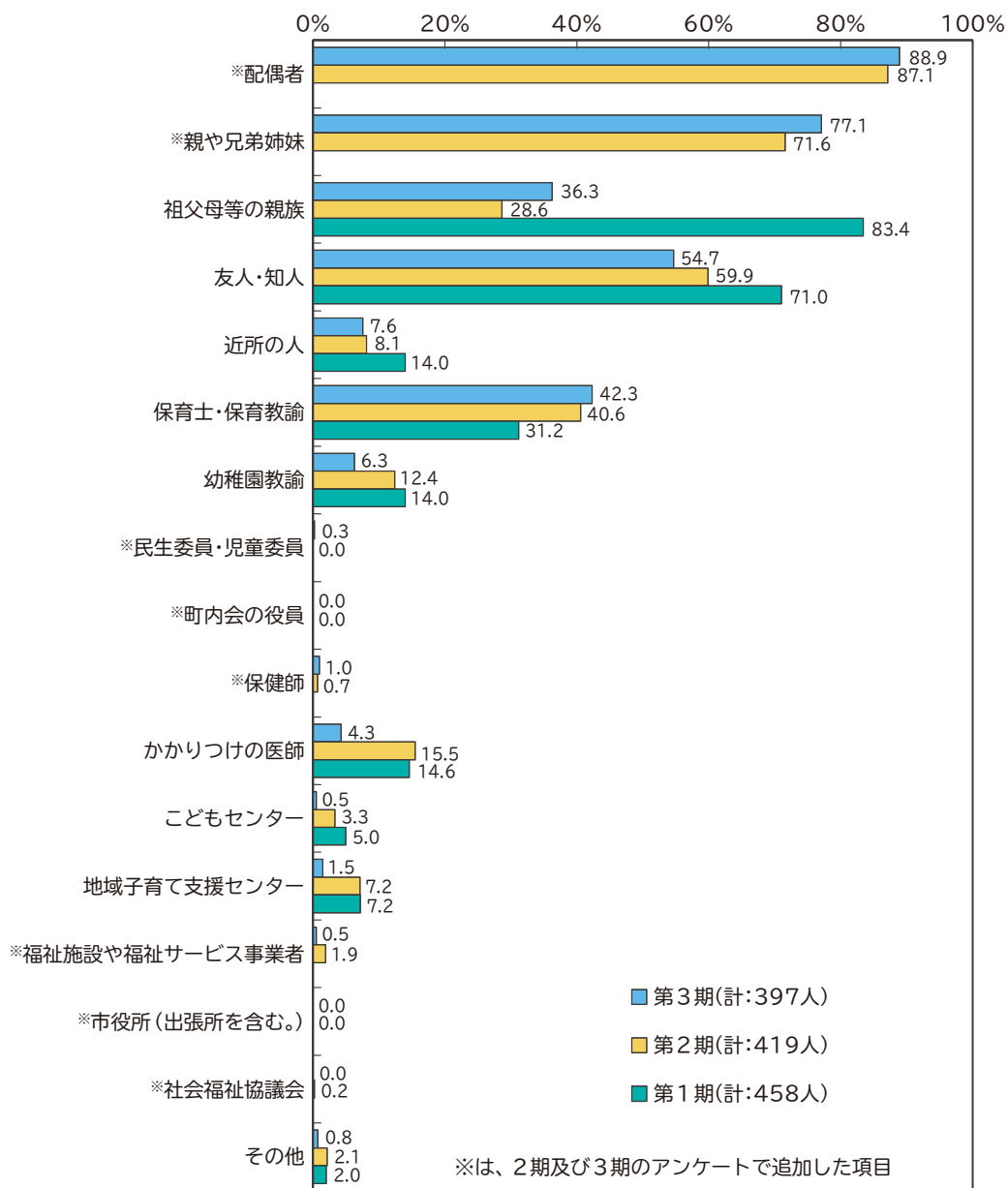
「母親」のみと回答した人が減少している一方、「父母ともに」と回答した人が14.4ポイント増加しています。



④ 子育ての相談先

子育ての相談相手として「配偶者」「親や兄弟姉妹」「祖父母等の親族」「友人・知人」「保育士・保育教諭」と回答した人が多く、一方で、「民生委員・児童委員」「保健師」「市役所」などと回答した人は少数でした。

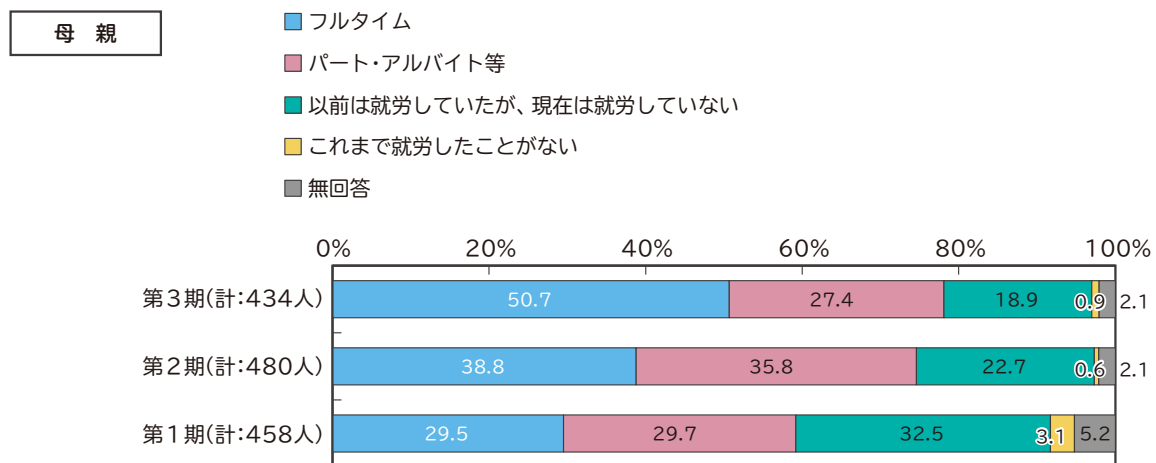
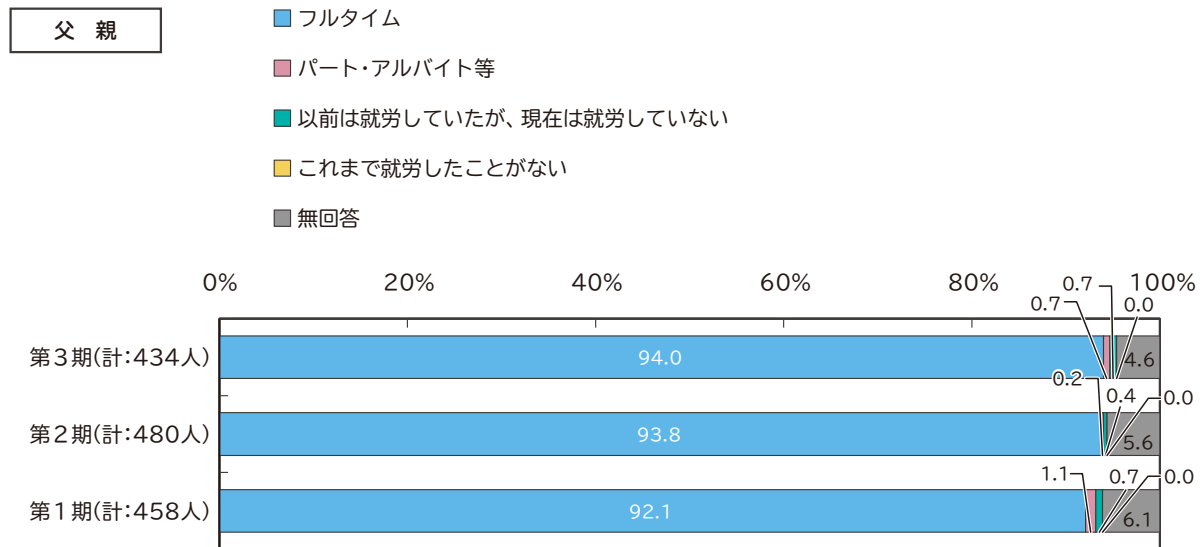
第2期と比べ、「かかりつけの医師」「こどもセンター」「地域子育て支援センター」と回答した人は少なくなっています。



⑤ 保護者の就労状況

父親の就労状況では、第2期と同様にほとんどがフルタイムで就労していると回答しています。

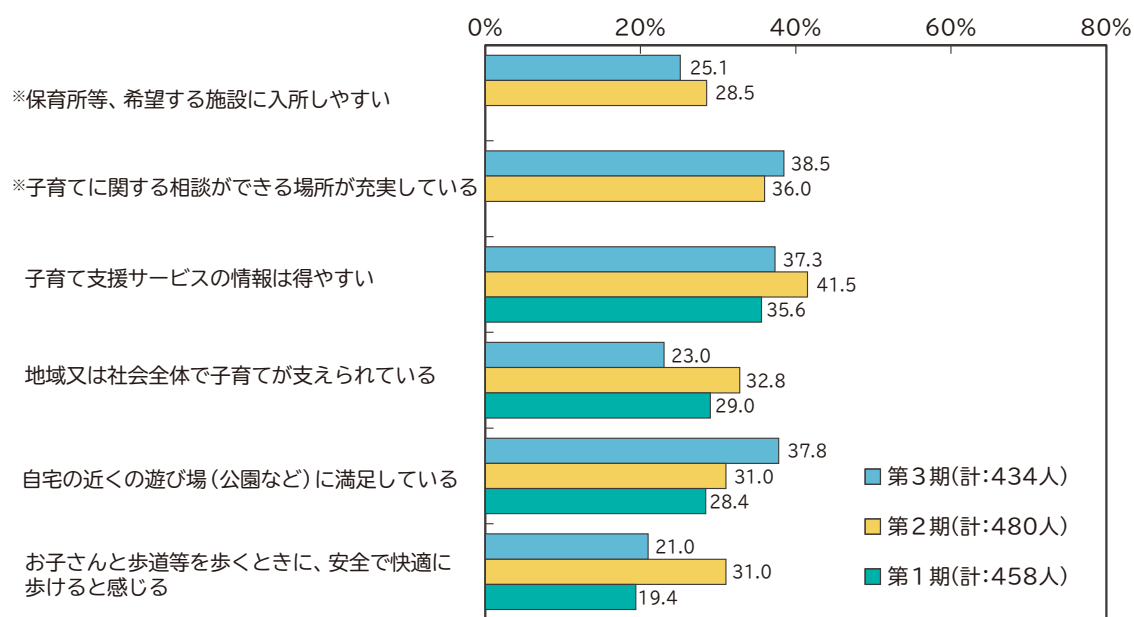
母親の就労状況では、パート・アルバイト等で就労している人と現在は就労していない人が減少していますが、フルタイムで就労している人は11.9ポイント増加しています。



⑥ 子育てに関する満足度

「子育てに関する相談ができる場所が充実している」「自宅の近くの遊び場(公園など)に満足している」で第2期よりも満足度が高くなっています。

一方、「保育所等、希望する施設に入所しやすい」「子育て支援サービスの情報は得やすい」「地域又は社会全体で子育てが支えられている」「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩けると感じる」では第2期と比較して満足度が下がっており、特に「地域又は社会全体で子育てが支えられている」ことについての満足度は9.8ポイント、「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩けると感じる」ことについての満足度は10.0ポイント減少しています。

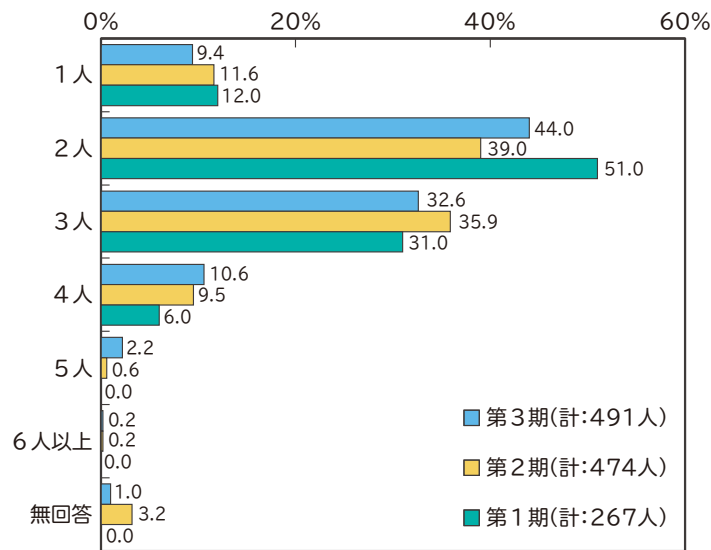


※は、2期及び3期のアンケートで追加した項目

(2) 小学生

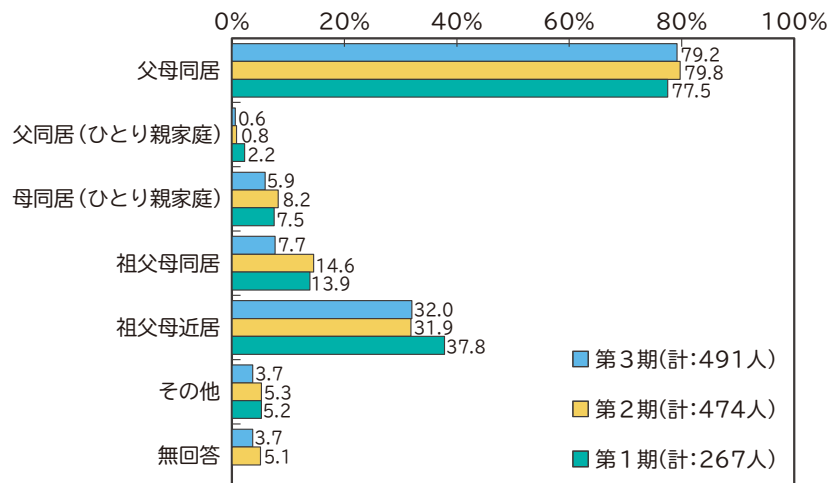
① 世帯のこどもの数

世帯のこどもの数は、第2期と比較して「2人」と回答した人の割合が高くなっています。



② 同居・近居の状況

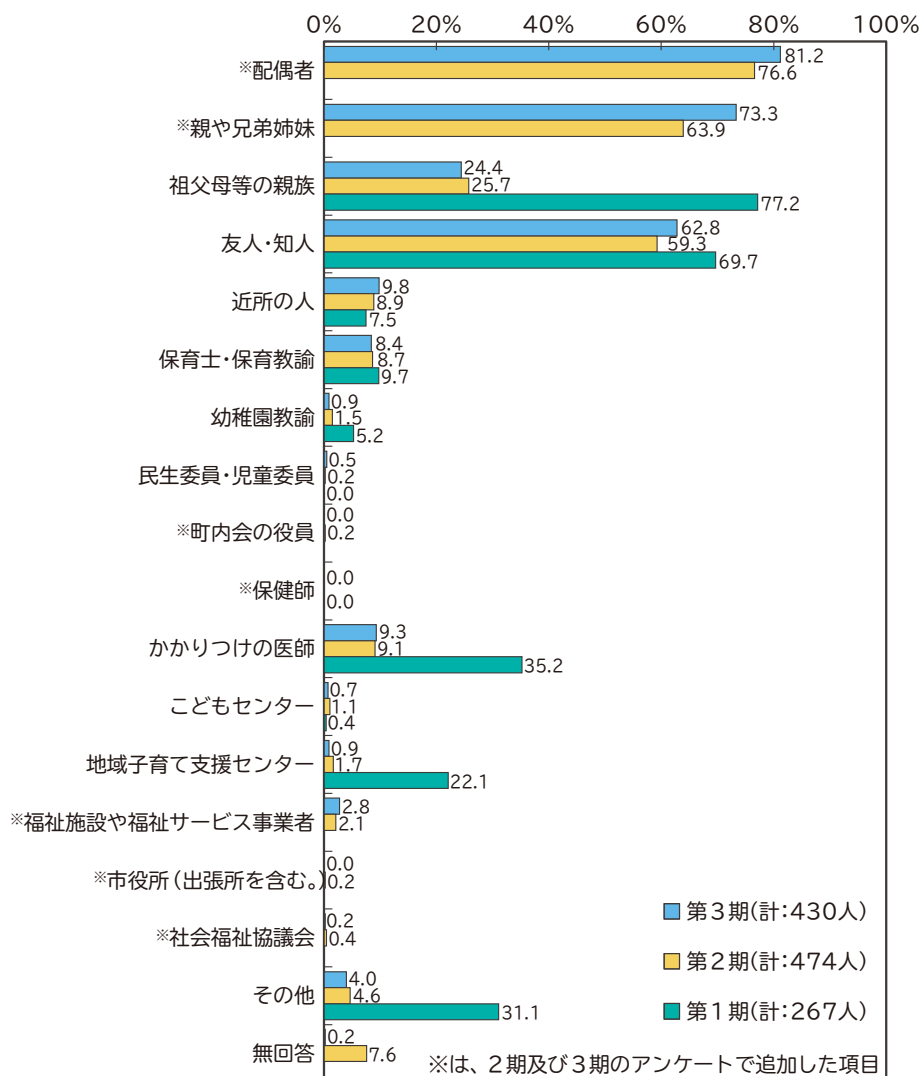
同居・近居の状況についてはおおむね第2期と同様の傾向となっていますが、「祖父母同居」と回答した人の割合が6.9ポイント減少しています。



③ 子育ての相談先

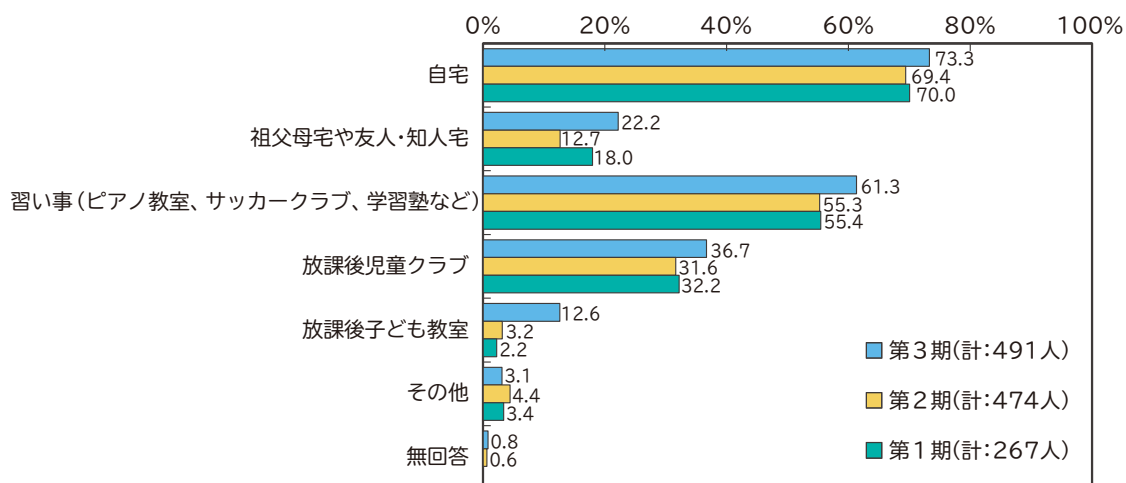
子育ての相談先については、「配偶者」「親や兄弟姉妹」「友人・知人」と回答した人の割合が高くなっています。

ほとんどの人が家族などの身近な人に相談すると回答している一方、第2期と同様に、「保健師」「こどもセンター」「地域子育て支援センター」「市役所(出張所を含む。)」 「社会福祉協議会」などの公的機関や地域の相談窓口
に相談すると回答した人は少なくなっています。



④ 放課後の時間の過ごさせ方

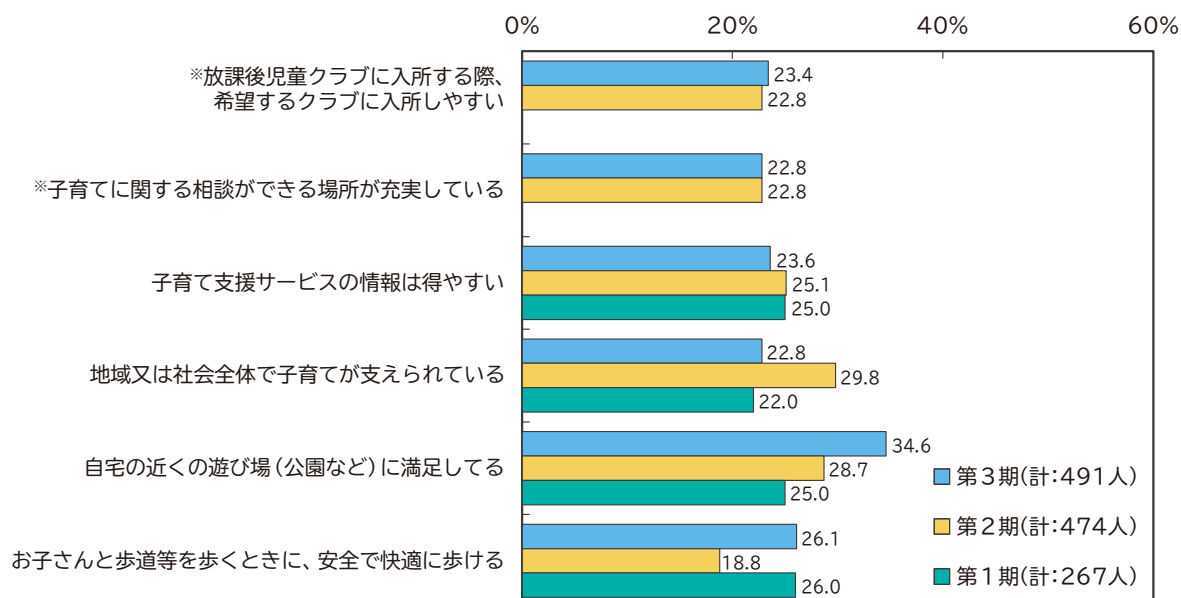
現在、放課後の時間に子どもをどのような場所で過ごさせているかについて、「自宅」と回答した人の割合が73.3%で最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」(61.3%)、「放課後児童クラブ」(36.7%)と続きます。



⑤ 子育てに関する満足度

「自宅の近くの遊び場(公園など)に満足してる」「お子さんと歩道等を歩くときに、安全で快適に歩ける」で第2期よりも満足度が高くなっています。

一方、「地域又は社会全体で子育てが支えられている」では第2期と比較して満足度が7ポイント減少しています。



※は、2期及び3期のアンケートで追加した項目

2-4 長崎県子どもアンケート（小学生・中学生・高校生）

長崎県は、こども基本法第11条の趣旨を踏まえ、県内のこどもたちから直接意見を聴くことで、意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの状況やニーズを的確に把握し、より実効性があるこども関連施策の企画・立案等に繋げることを目的に、県内在住のこどもたちに対して「長崎県子どもアンケート」を実施しました。

また、本市においても、こども関連施策の企画・立案等に繋げていくため、「長崎県子どもアンケート」における本市在住のこどもの意見を分析し、本計画策定の参考としました。

調査の種類と実施方法

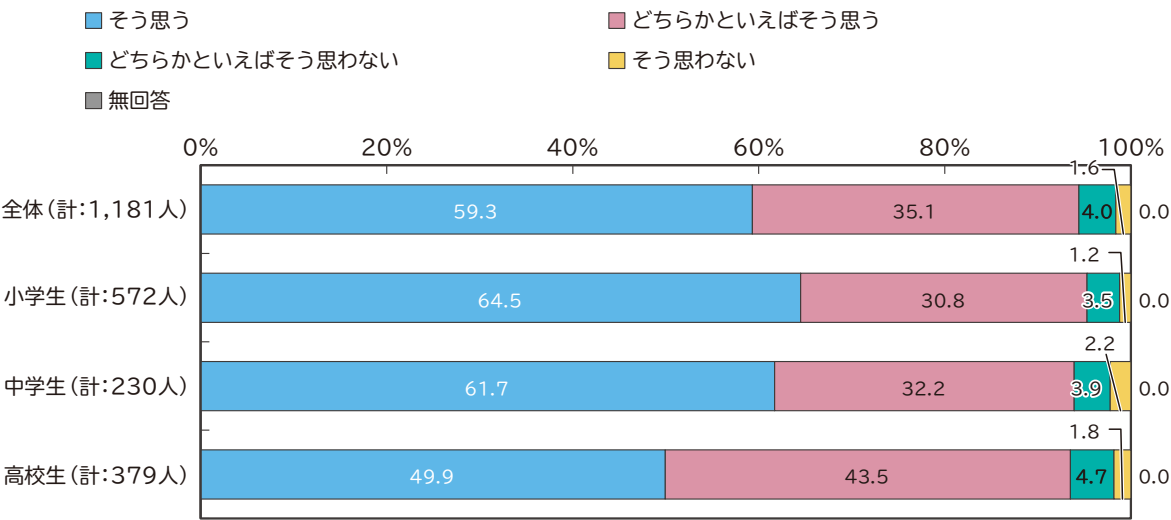
実施期間	令和6年7月
調査対象者	長崎県内の小学校(5～6年生)、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校(小学部5年生以上)に在学する児童・生徒
実施方法	webフォームによる回答
回答数	19,341名(1,181名)

※（ ）内は全体のうち本市の回答者数

(1) 現在の幸福度

「今、自分は幸せだと思いますか」という問いに対して、全体の94.4%が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

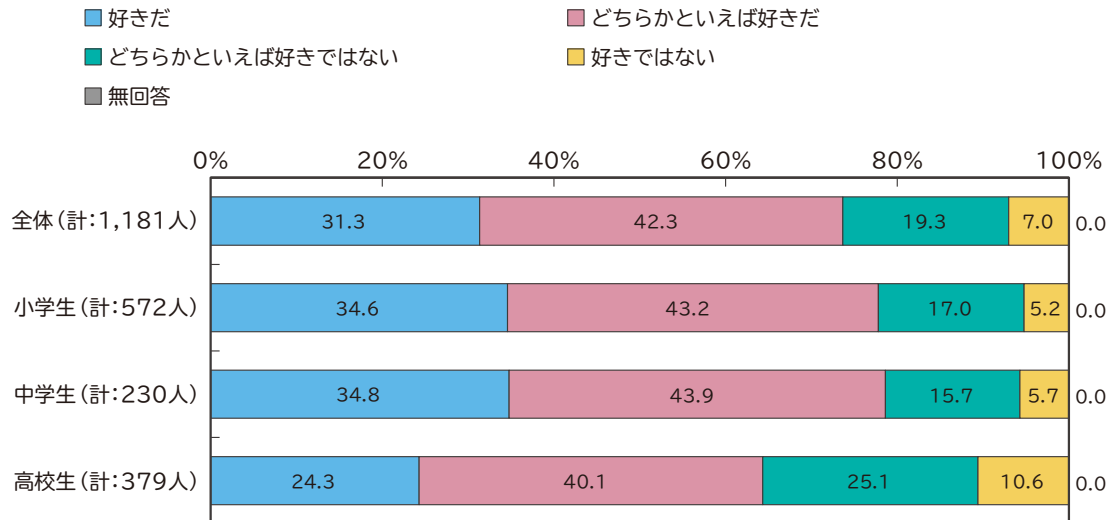
「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人の割合は小学生で4.7%、中学生で6.1%、高校生で6.5%と、年代が高くなるにしたがって増える傾向が見られます。



(2) 今の自分について

「今の自分が好きですか」という問いに対して、全体の73.6%が「好きだ」「どちらかといえば好きだ」と回答しています。

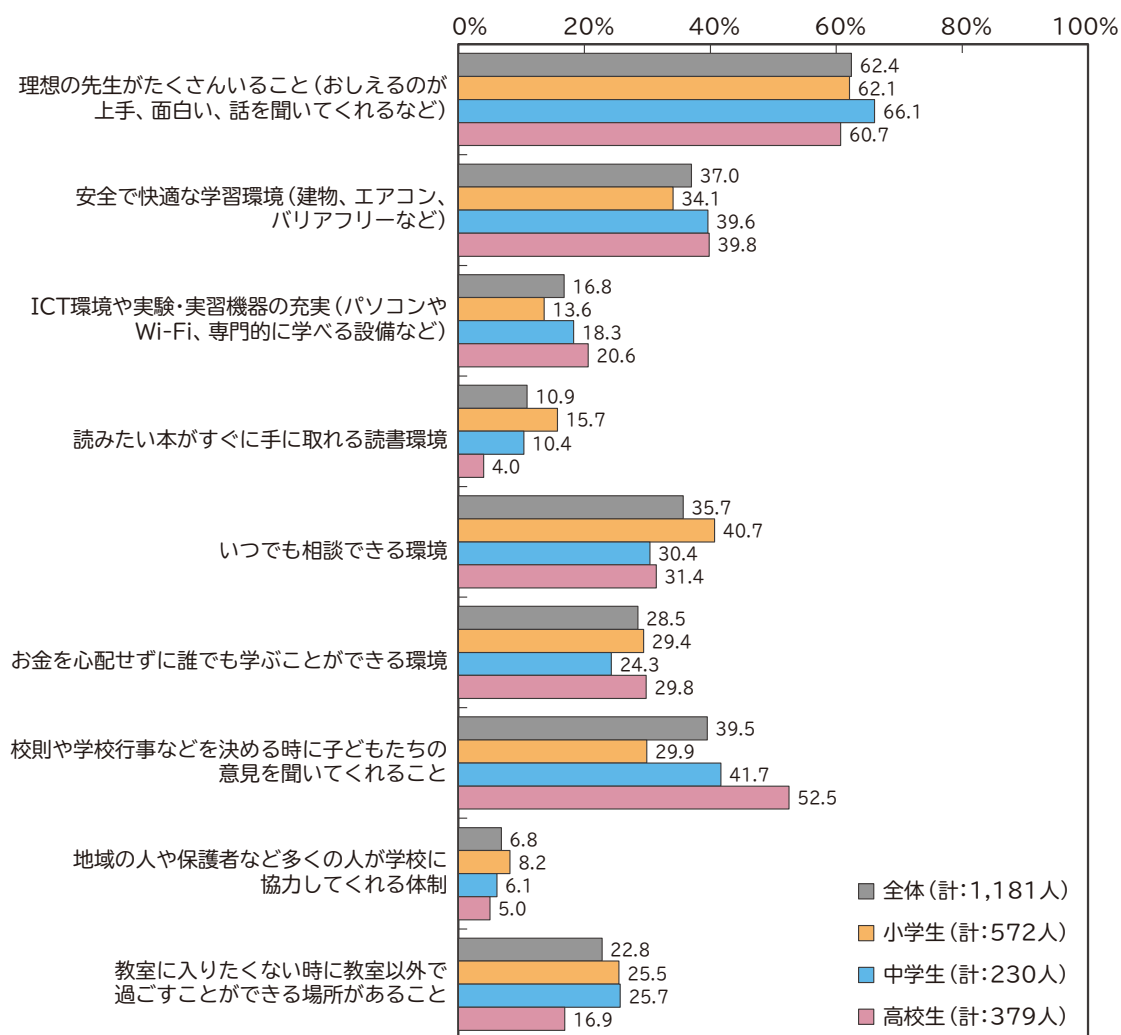
「どちらかといえば好きではない」「好きではない」と回答した人の割合は小学生で22.2%、中学生で21.4%、高校生で35.7%と、いずれの年代でも2割を超えており、特に高校生で高くなっています。



(3) より良い学校・教育のために必要だと思うこと

「より良い学校・教育のために何が必要だと思いますか」という問いに対して、いずれの年代も「理想の先生がたくさんいること(おしえるのが上手、面白い、話を聞いてくれるなど)」と回答した人の割合が最も高くなっています。

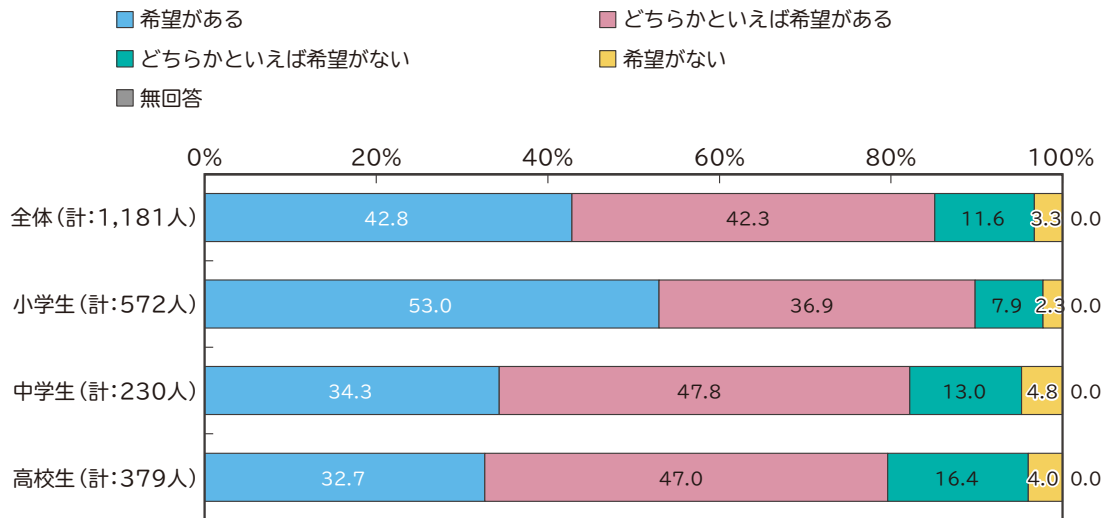
小学生では「いつでも相談できる環境」と回答した人の割合が他の年代よりも高く、中学生・高校生では「校則や学校行事などを決める時に子どもたちの意見を聞いてくれること」と回答した人の割合が高くなっています。



(4) 自分の将来についての希望

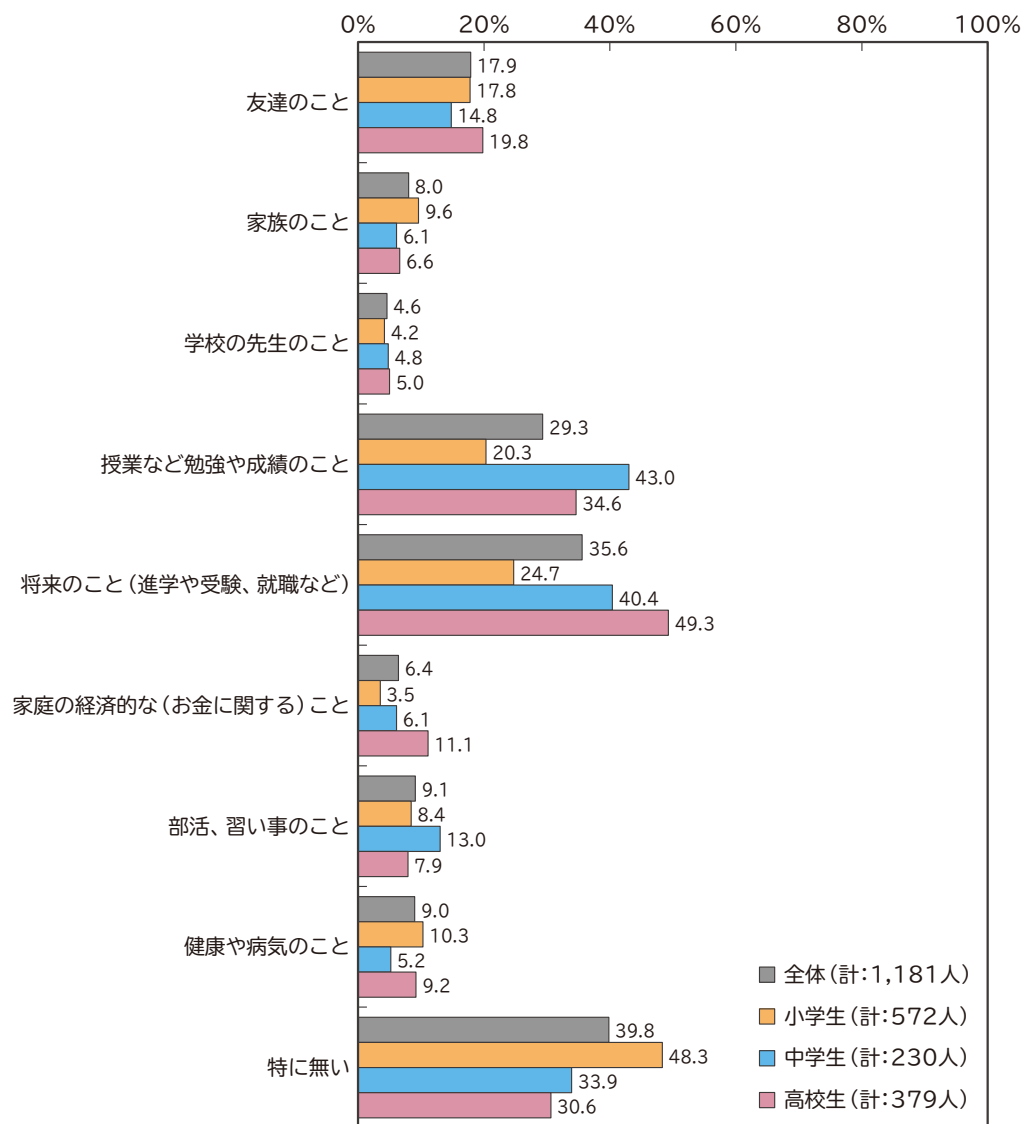
「自分の将来について明るい希望を持っていますか」という問いに対して、「希望がある」「どちらかといえば希望がある」と回答した人の割合は全体の85.1%となっています。

「どちらかといえば希望がない」「希望がない」と回答した人の割合は、小学生で10.2%、中学生で17.8%、高校生で20.4%と、年代が高くなるにしたがって増える傾向が見られます。



(5) 生活の中で困っていること、心配に感じる事

「生活の中で困っていること、心配に感じる事はどんなことですか」という問いに対して、いずれの年代でも「授業など勉強や成績のこと」「将来のこと(進学や受験、就職など)」と回答した人の割合が高くなっています。特に中学生、高校生で回答率が高く、学校生活や将来のことについて不安を感じている人が少なくない様子がうかがえます。

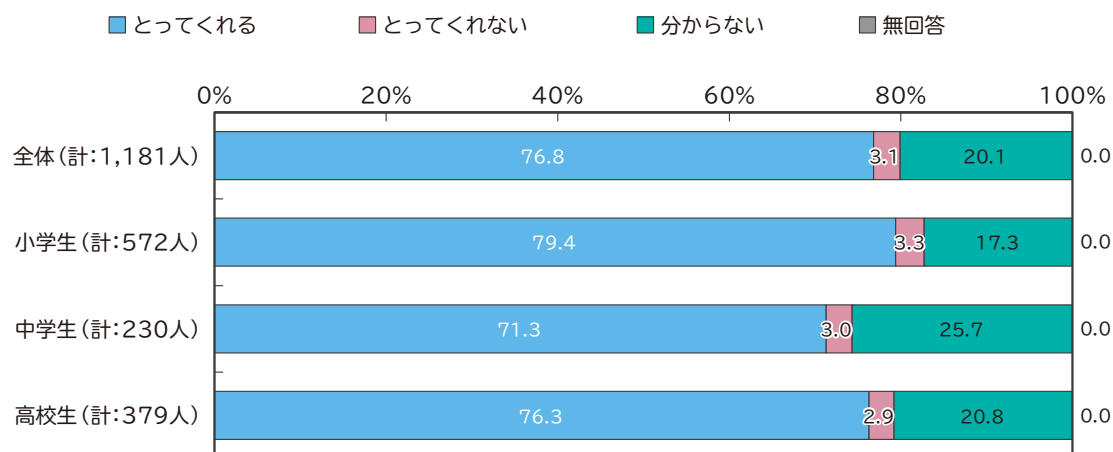


(6) 家族と向き合う時間について

「あなたの家族は、あなたと向き合う時間を十分とってくれますか」という問いに対して、全体の76.8%が「とってくれる」と回答しています。

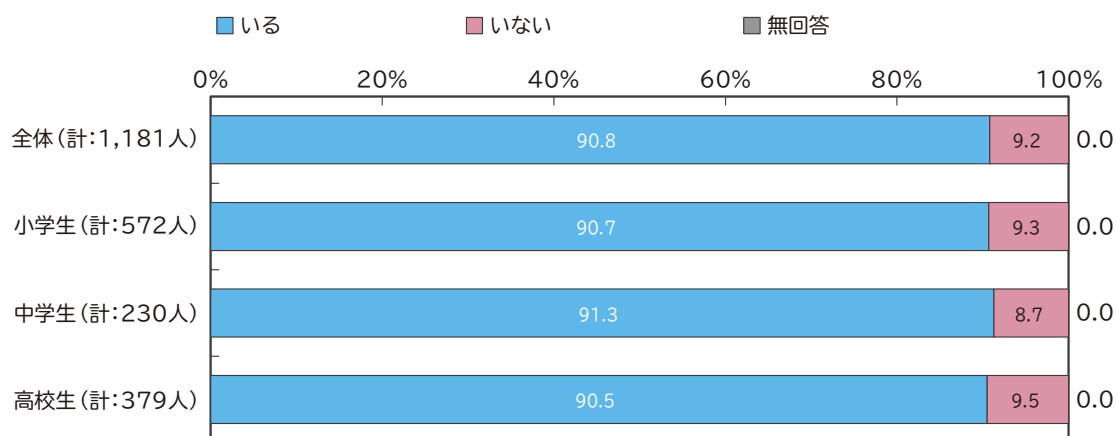
一方、「とってくれない」と回答した人も少なからず存在しており、「分からない」と回答した人の割合も、いずれの年代でも2～3割程度となっています。

分からないと回答した人も含めると、2～3割程度が、家族と向き合う時間が十分でないと感じている可能性があります。



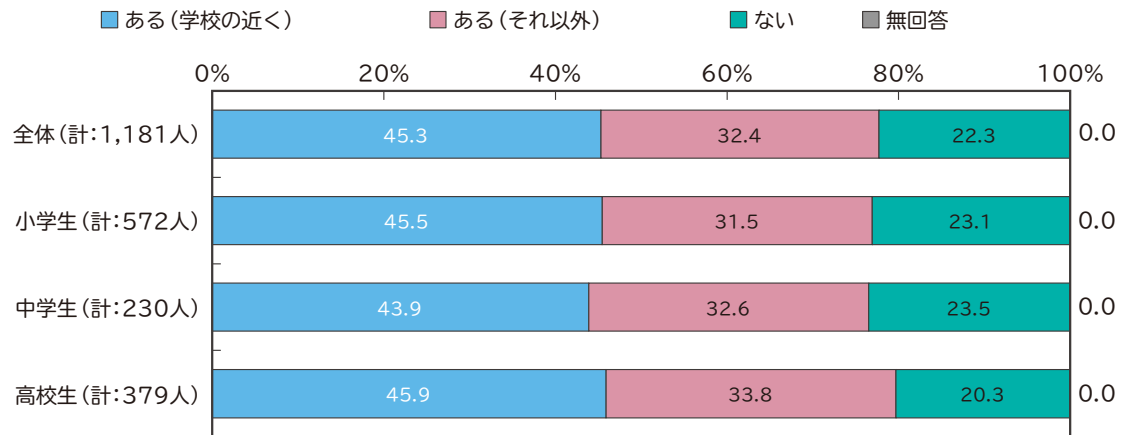
(7) 困ったときに相談できる人について

「困ったときに相談できる人がいますか」という問いに対して、「いる」と回答した人は全体の90.8%となっています。いずれの年代でも1割程度が「いない」と回答しています。



(8) 自宅や学校以外の放課後の居場所について

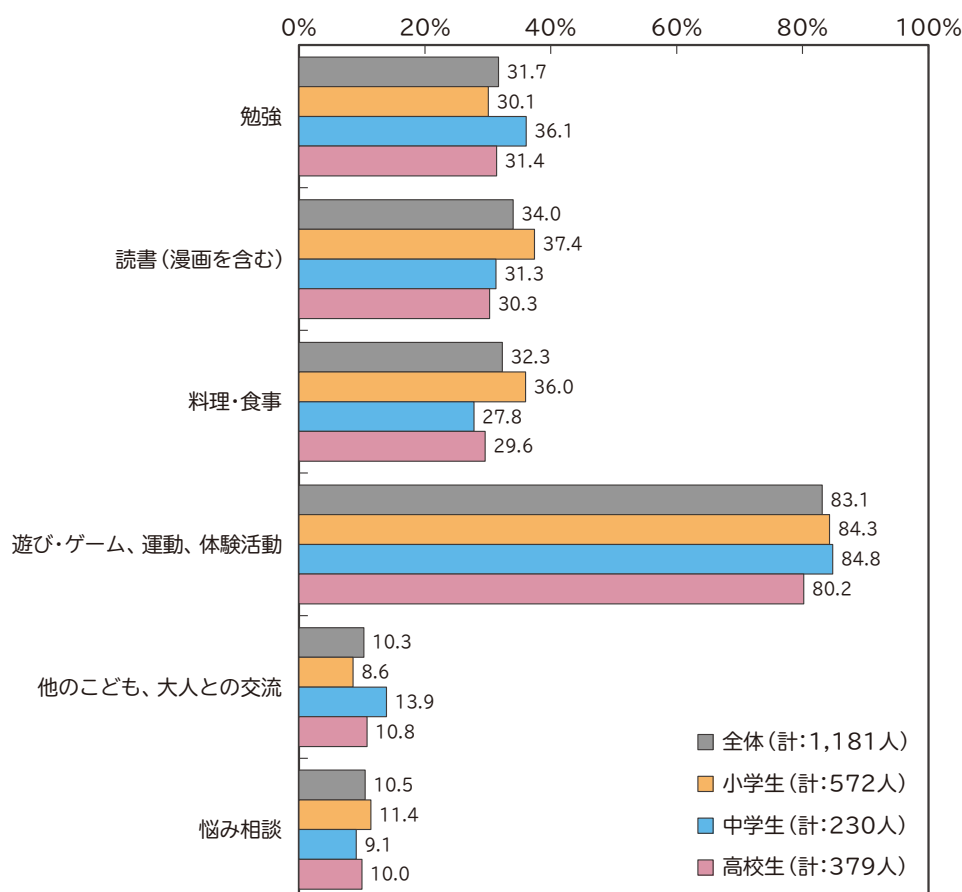
「自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所が身近にありますか」という問いに対して、全体の77.7%が「ある」と回答していますが、「ない」と回答した人の割合はいずれの年代でも2割を超えています。



(9) 自宅や学校の放課後の居場所でできたらいいと思うこと

「自宅や学校(授業や部活、クラブ活動)以外で、放課後に、自分一人や友達と過ごすことができる場所で何ができるとうれしいですか」という問いに対して、いずれの年代でも「遊び・ゲーム、運動、体験活動」と回答した人の割合が最も高くなっています。

「他のこども、大人との交流」「悩み相談」と回答した人の割合は、他の選択肢と比較して少ないものの、いずれも1割程度が回答しています。



2-5 子どもの生活に関する実態調査結果

少子化やこどもの貧困等の問題が全国的に深刻化・顕在化していく中、こどもの生活状況や支援制度の課題等を把握し、今後より効果的にこどもの貧困対策等を推進するため、令和5年度に長崎県は、全県的に「長崎県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。

調査結果から、本市の主な結果をまとめました。

調査の種類と実施方法

調査対象者	長崎県内在住の小学生4,138世帯、中学生4,560世帯
実施方法	調査票は学校を通じて配布、webフォームによる回収

回収結果

	配布数	回収数	回収率
小学5年生の保護者	4,138件(353件)	2,516件(235件)	60.8%(66.6%)
小学5年生	4,138件(353件)	2,438件(239件)	58.9%(67.7%)
中学2年生の保護者	4,560件(435件)	2,441件(209件)	53.5%(48.0%)
中学2年生	4,560件(435件)	2,402件(191件)	52.7%(43.9%)
合計	17,396件(1,576件)	9,797 件(874件)	56.3%(55.5%)

※()内は全体のうち本市の数値

(1) 生活困窮世帯の割合

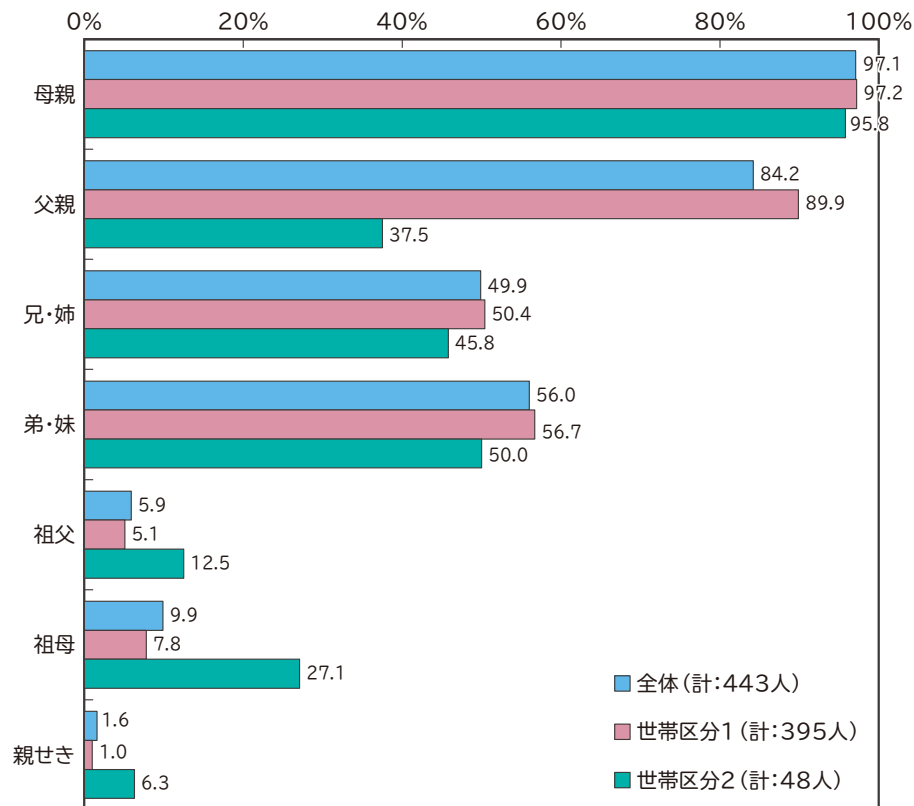
令和3年12月に公表された「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書(内閣府政策統括官)」による等価世帯収入※8の算出方法を用い、国と同様に「等価世帯収入の中央値の2分の1未満」に該当する世帯を貧困の課題を抱えている世帯であると考え、世帯の類型化判別を行った結果、本市の小学5年生・中学2年生のいる世帯について、等価世帯収入の中央値の2分の1の値である112.5万円以上となる世帯である「世帯区分1」に該当する割合が89.0%、等価世帯収入の中央値の2分の1の値である112.5万円未満となる世帯である「世帯区分2」に該当する割合が11.0%となりました。

収入の水準	世帯の呼称	該当する世帯の割合
112.5万円以上	世帯区分1 (Ⅰ層)	89.0%
112.5 万円未満	世帯区分2 (Ⅱ層)	11.0%

※8 世帯の年間収入を世帯の人数の平方根($\sqrt{n}$)で割ったもの。

(2) 家族構成

家族構成のうち、父親がいる割合は、世帯区分2で37.5%と、世帯区分1(89.9%)を大きく下回っています。このことから、生活困窮世帯である世帯区分2では、母子家庭が多いことがわかります。



(3)「親の進学見通し」、「こどもの進学希望」と両親の学歴について

保護者に対して子どもにどの学校まで進学を希望するかをたずねた設問をみると、世帯区分2では「高等学校まで」と回答した人が多く、「大学まで」と回答した人が少ない傾向にあります(図18参照)。

一方で、子ども自身に希望する進学先をたずねたところ、「高等学校まで」「大学まで」と回答した人は、親の回答と比べると世帯区分による差が少ないことがわかります。

また、両親の最終学歴についてたずねた設問では、世帯区分1と比較して、世帯区分2の方が、父親、母親ともに「大学卒業」の割合が少なくなっています(図19参照)。

内閣府の実施した「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、両親の学歴が高いほど等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」(いわゆる相対的貧困世帯)に該当する割合は低くなる傾向にあることがわかります(図20参照)。

さらに、同じく内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書」によると、こどもの進学段階に関する希望・展望を母親・父親の学歴の状況別にみた場合、収入の水準によらず、母親・父親の学歴の組み合わせが「父母のいずれも、大学またはそれ以上」の場合には、こどもの進学段階に関する希望・展望について「大学またはそれ以上」の割合が高くなっています(図21参照)。

本市の結果をみても、世帯区分1と比較して世帯区分2の方が、親の希望するこどもの進学先に関する希望の回答と、子ども自身が進学したいと思う教育段階の差が大きくなっており、これは親の最終学歴に少なからず影響を受けている可能性が高いものと考えられます。

図18 親がこどもに望む進学先と子ども自身が望む進学先

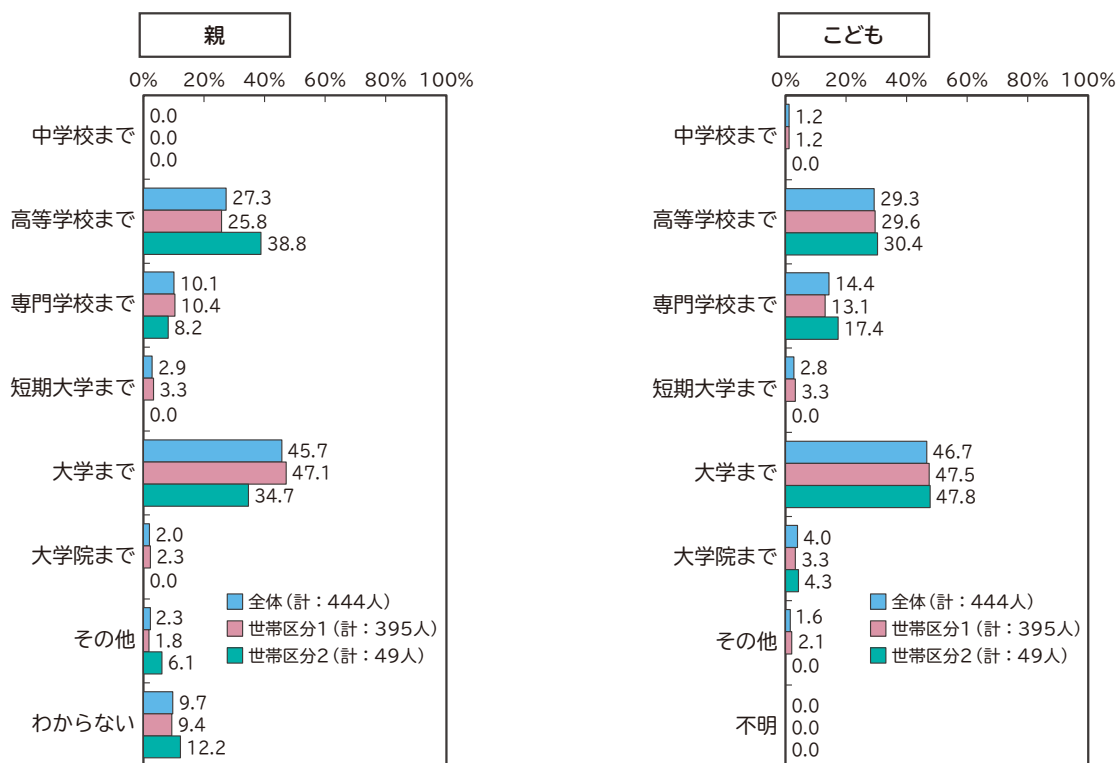


図19 両親の最終学歴と世帯の経済状況

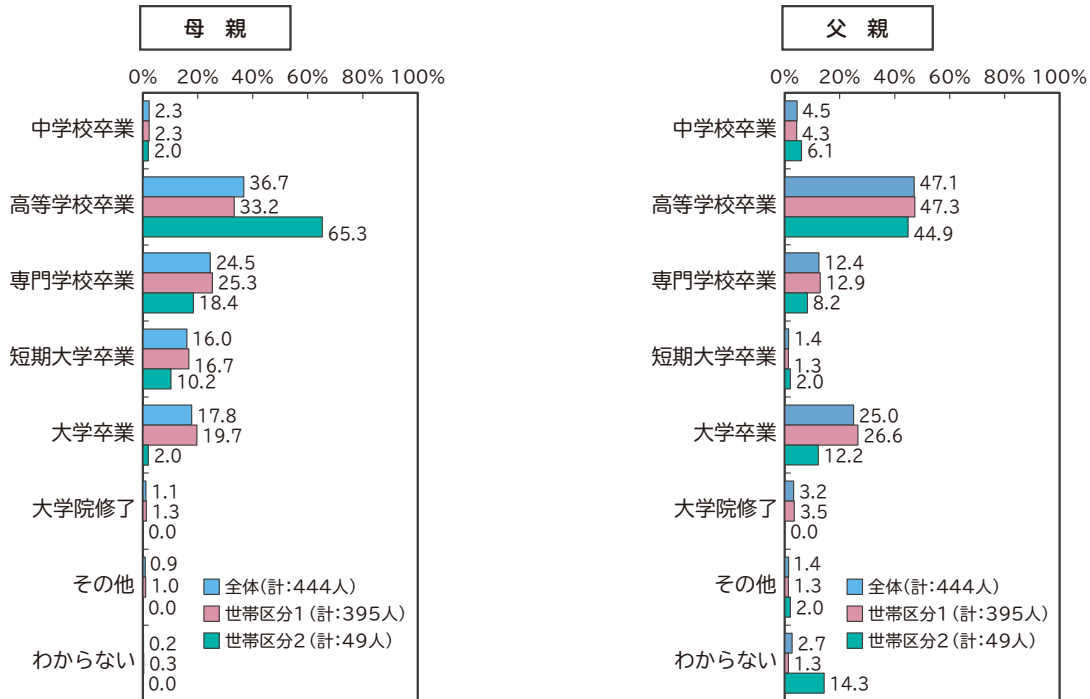
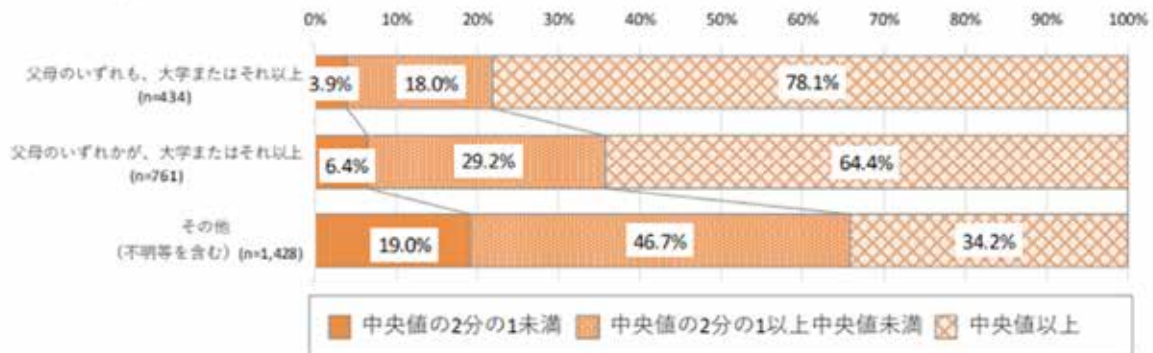
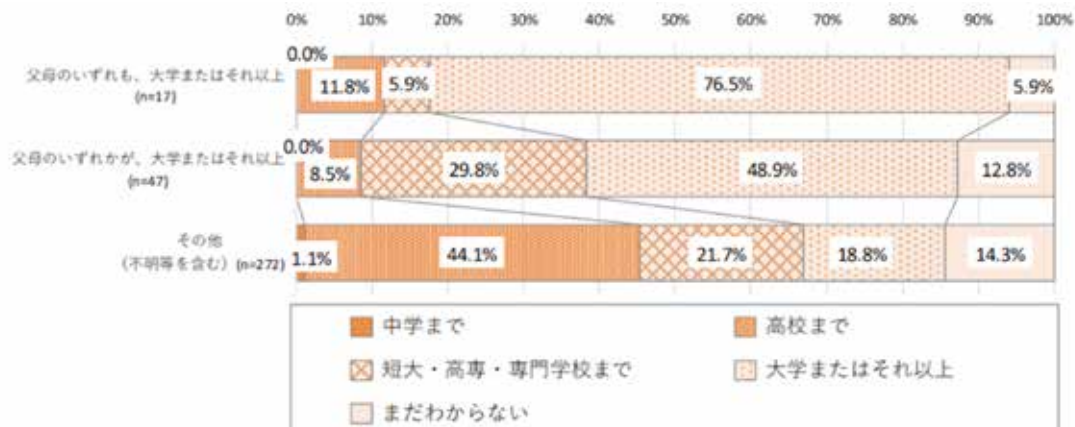


図20 母親・父親の学歴の状況別、等価世帯収入の水準



出典:内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

図21 等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の場合の母親・父親の学歴の状況別、子供の進学段階に関する希望・展望



出典:内閣府「令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書」

3 第2期計画の概要と評価

3-1 第2期計画の概要

本市は、多良山系や大村湾などの恵まれた自然環境に加え、長崎空港や高速道路のICによる優れた高速交通網、長崎医療センター等の充実した医療ネットワークなどを背景に、県央地域の中核的都市として順調に発展してきました。

このような中、ライフステージ全般にわたり子どもたちの健やかな育ちを支えていくため、令和2年3月に本市におけるこども・子育て支援のあり方を示す「第2期おおむら子ども・子育て支援プラン」を策定し、基本理念“みんなつながり支え合い 子どもを育むおおむらづくり”のもと5つの基本目標を掲げ、様々な子育て支援策に取り組んできました。

(1) 第2期計画策定の時期

令和2年3月

(2) 第2期計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年

(3) 第2期計画における基本理念

“みんなつながり支え合い 子どもを育むおおむらづくり”

(4) 基本目標

- 基本目標 1 地域における子育て力の向上
- 基本目標 2 親と子どもの心とからだの健康づくり
- 基本目標 3 子育てと仕事の両立
- 基本目標 4 子どもの未来を育む教育の充実
- 基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

3-2 第2期計画の評価

基本目標 1 地域における子育て力の向上

育児不安の解消や地域の中で安心して子育てできる環境を整備するため、地域でこどもたちを見守り育てる意識を醸成するなど、地域子育て力の向上を図ります。

また、こどもたちを交通事故や犯罪、災害から守り、こどもたちの安全と保護者の安心を確保したまちづくりを進めるため、通学路の整備や青少年の防犯対策、防災対策を推進します。

指標の取組状況

子育て支援サポーターの登録者数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
44人	50人	29人	58.0%

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度からサポーター数が減少しました。新型コロナウイルス感染症の制限が緩和されて以降は、講座や交流の場の利用が以前の状況に戻りつつあり、サポーター数も同様に微増しましたが、目標は達成できませんでした。

補導活動への年間延べ参加者数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
1,653人	1,700人	1,222人	71.8%

大村市少年補導委員が市内14地区全ての地区で少年の非行・被害防止、健全育成のために毎月2回の定期巡回補導活動に取り組みました。新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者数が伸びず、目標は達成できませんでした。令和4年度からは8月の特別補導及び12月の特別補導も各地区で計画的に実施し、参加者は増加傾向にあります。

主な取組の評価と課題

ボランティア活動などへの参加促進と支援

ボランティアの高齢化等により、活動を中止する団体もあることから、新たなボランティアの育成が必要です。また、多様化、複雑化するニーズに対応するため、ボランティアの資質向上が求められます。

地域における子育て支援拠点の充実

未就学児保護者向けの子育てに関するニーズ調査(令和6年5月実施)の結果では、6割以上が地域子育て支援センターを利用していないと回答しており、その理由として「地域子育て支援センターを知らない」「利用方法がわからない」などの回答が多くなっていたため、広く周知することが必要です。

■ 青少年の健全育成

書店やコンビニ、ゲームセンター等の店舗に立入調査を実施しています。以前は、18歳未満の深夜入店禁止の表示がなかったり、有害図書類の区分陳列が十分でない店舗が散見されましたが、現在は改善されています。しかし、タバコに似たシーシャ(水タバコ)等が販売されている店舗があり、未成年の喫煙や薬物乱用につながる危険性があるため、未成年には販売しないよう啓発していく必要があります。

■ 通学路等の安全確保

大村市交通指導員による登校時の立哨指導のほか、年4回実施の交通安全運動期間中における市広報車による広報啓発活動を実施しました。

また、通学路等における安全を確保するため、引き続き「大村市通学路交通安全プログラム」に基づき、警察、学校をはじめ関係機関による合同点検を実施し、対策が必要な箇所の改善・改修が必要です。

基本目標 2 親と子どもの心とからだの健康づくり

子育て世代包括支援センター、地域、医療機関、教育・保育施設が連携し、妊娠、出産、子育てまで切れ目のない支援を行い、心身ともに健やかなこどもたちの成長を育み、親と子どもの心とからだの健康づくりを推進します。

指標の取組状況

■ 3歳児健診の受診率

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
92.6%	95.0%	91.3%	96.1%

新型コロナウイルス感染症等の感染拡大や保護者の仕事やこどもの病気等、様々な事情により目標を達成することはできませんでした。引き続き感染症対策を行いながら実施し、また、健診未受診者に対しては、通知や電話により受診勧奨を行い受診率の向上を目指します。

■ 1歳までのBCG予防接種の接種率

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
89.9%	95.0%	98.3%	103.5%

感染症を予防するため、予防接種法に基づく定期接種等を実施しています。BCG予防接種は、ホームページへの情報掲載による周知等を行い、接種率が向上し、目標を達成しました。

主な取組の評価と課題

■ 妊産婦・新生児に対する訪問指導

主に産後の母親の体調管理や新生児・乳児の発育支援を行っていますが、ステップファミリーや養育者に支援が必要な家庭が増えてきており、妊娠期及びこどもの成長等に応じた継続した支援が必要となっています。

■ 子ども医療費等の助成

令和4年度までは0歳から中学校を卒業するまでのこどもを対象に医療費の一部を助成していましたが、令和5年度から高校生まで対象者を拡大し、子育て家庭の経済的負担の軽減、医療機関を受診しやすい環境の整備を図りました。

■ 食育活動の推進

3歳児、小学生、中学生、大人と年齢が上がるにつれて朝食を欠食する割合が増える傾向にあります。こどものうちに健全な食生活確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育んでいくためにも重要です。こどもの朝食摂取については、生活リズムの乱れや保護者、家庭環境などの影響も大きいいため、関係機関と連携し、継続的に朝食の必要性を伝えていく必要があります。

基本目標 3 子育てと仕事の両立

こどもが安心して保育を受けられるよう、教育・保育環境の充実や多様なニーズに対応したサービスの提供、民間企業等における子育てしやすい職場環境づくりを促進し、子育てと仕事の両立支援に努めます。

指標の取組状況**■ 教育・保育施設における4月時点の待機児童数の減少**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70人	0人	0人	100.0%

定員の見直しや教育・保育施設の計画的な整備、保育コンシェルジュによる案内・調整の実施等によって待機児童解消に取り組んだ結果、令和2年度以降4月時点の待機児童は引き続き0人とするのができ、目標を達成しています。

■ 放課後児童クラブの数

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
49クラブ	62クラブ	56クラブ	90.3%

適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブの整備及び運営に関する支援を行い、クラブ数及び定員の増加を図りました。目標は達成できませんでしたが、必要な受け皿の確保に向け、引き続き支援を行います。

主な取組の評価と課題**■ 幼稚園・認定こども園・保育園における保育環境の充実**

保育園等の整備やサービス拡充により、4月時点の待機児童は0人となっています。しかし、年度を通してみると待機児童が発生している状況であることから、引き続き、仕事と子育ての両立に資するために必要なサービス量を提供できるよう努めていく必要があります。

■ 幼稚園・認定こども園・保育園における多様な保育サービスの提供

延長保育はすべての保育園及び認定こども園で実施しており、休日保育は1か所の保育園で実施し、預かり保育をすべての認定こども園及び私立幼稚園で実施しています。引き続き延長保育や休日保育等を実施する施設に支援を行っていく必要があります。

■ 障がい児等の幼稚園・認定こども園・保育園への受入れの推進

障がいのあるこどもを受け入れるために、保育士を配置する保育園や認定こども園に支援を行っています。しかしながら、配慮を要する児童は増加傾向にあり、今後も適切な保育を提供するため、早急な保育士の確保に対する支援を行っていく必要があります。

■ 放課後児童クラブの充実

クラブ利用希望者においてはおおむねいずれかのクラブを利用できているものと考えられますが、地域による利用希望の偏りや小学校の長期休業時等の需要が高まる時期に対応できる受け皿を確保する必要があります。

■ 女性の再就職の支援

出産、育児等の様々な理由で就業から離れた女性の職場復帰や再就職に向けセミナー(各講座)を実施していますが、一定の受講者数があることから、社会復帰や女性活躍の推進のためにも、引き続き支援していく必要があります。

基本目標 4 子どもの未来を育む教育の充実

将来を担うこどもたちが、学習、文化活動、スポーツ、そして地域の伝統行事に積極的に参加し、地域への愛着や誇りをもち、社会の一員として、たくましく生き抜く人間に育つよう、こどもの未来を育む「教育のまち大村」の実現を目指します。

指標の取組状況**■ ミライon図書館における児童図書の年間貸出冊数**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
106,841冊	300,000冊	250,594冊	83.5%

こども向けイベントを定期的を実施することで、こどもたちの図書館に来館する機会を創出し、読書活動の推進を図りました。その結果、令和5年度の実績値では、基準値の約2.3倍の250,594冊となりましたが、目標は達成できませんでした。

■ 市内の小・中学校における不登校児童生徒の割合の減少

	基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
小学生	0.76%	0.50%	2.80%	17.9%
中学生	3.65%	3.00%	9.20%	32.6%

新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境・生活の乱れや、学校復帰のみにとらわれない多様な考え方を認める社会情勢などの様々な要因により不登校児童生徒の割合が増加しているため、引き続き学校と家庭、地域(関係機関)等との連携を強化し、根気強く取り組んでいく必要があります。

主な取組の評価と課題**■ 支援を要する児童生徒の教育の充実**

個別の支援が必要な児童生徒が多い学校に、各種補助員を配置しています。令和5年度は55名を配置し、支援を要する児童生徒が学習環境や生活環境に適応するための支援や学級全体の児童生徒に対してもよりよい教育環境を提供するなど、重要な役割を果たしています。通常学級に在籍する発達障がいのある児童生徒の割合が増加しており、各種補助員の一層の充実が必要です。

■ ミライon図書館等の利用促進

こども向けイベントを定期的を実施することで、こどもたちの図書館に来館する機会を創出し、読書活動の推進を図りました。引き続き、児童図書の充実を図るとともに、こども向けイベント等を開催し、ミライon図書館の利用を促進する必要があります。

■ 小・中学校における心のケアの充実

児童生徒等からの相談のほか、児童相談所や警察等の関係機関との連携を図るため、スクールソーシャルワーカー(SSW)3名(県費1名、市費2名)を市教委付設の教育相談室に配置しています。また、SSWやスクールカウンセラー、心の教室相談員等と連携を行い、それぞれの相談業務等が円滑に行われるために教育相談員を市教委付設の教育相談室に配置しています。児童生徒や保護者等に対して相談内容のアセスメントを行うSSWが対応する相談件数が増加するとともに、相談の内容が複雑化しているため、引き続き関係機関との連携を強化していく必要があります。

基本目標 5 一人ひとりに寄り添った支援の強化

近年、増加している児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行うため、関係機関と連携し、要保護児童対策を強化します。

子育てや若者支援に関するサービスの情報発信を強化し、支援の必要性が高い生活困窮世帯、障がい児をもつ世帯や若者等に、必要な情報が必要なときに届き、適切なサービスにつながり安心して生活していけるよう支援します。

指標の取組状況**児童虐待に関する通報のうち、早期解決ケースが受理ケースに占める割合**

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70.0%	80.0%	58.3%	72.9%

関係機関と調整しながらケース対応してはいますが、ケースが複雑化し、解決までに一定期間継続した支援を要するケースが増加したことなどから、早期解決ケースが受理ケースに占める割合は減少傾向にあり、目標は達成できませんでした。

発達障がいに関する支援が必要とされ、医療機関につながった子どもの割合

基準値(H30)	目標値(R 6)	実績値(R 5)	達成率
70.3%	75.0%	78.9%	105.2%

医療機関や相談機関に繋がる児童は年々増加傾向となっています。また、本事業実施時点で既に支援に繋がっている「既支援」児も、早期発見早期支援に向け、各園や関係機関が早い段階から関わり、児や保護者に寄り添いながら対応している結果が少しずつ現れ、目標を達成しました。

主な取組の評価と課題**要保護児童対策の強化**

児童虐待の防止を図るため、要保護児童及びその保護者、特定妊婦の早期発見及び適切な保護・支援を行っています。対応ケースが複雑化していることなどから、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

自殺対策の推進

全国的に中高生や若者の自殺が増加していることから、こどもや若者が自殺に追い込まれることがないよう、地域と連携し、自殺対策の取組を推進していく必要があります。

各種事業における情報発信強化

保育施設等の取組やこどもに関する各種講座の案内、こども向けの図書の紹介など、幅広く情報発信を行いました。引き続き、DX及び多様なメディアを活用した周知により、市民に分かりやすい子育て情報等を届ける必要があります。

3-3 第3期計画策定にあたっての課題

国・本市の現状、第2期計画の評価、子育て世代アンケートの結果等から、本計画策定に当たっての課題をまとめました。

子育て環境

- 令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大以降、子育て施設の利用を含めた外出自粛傾向があり、地域でのつながりや世代間の交流が薄くなっています。地域で子育てを担うボランティア等の人材については、行政、民間企業、地域団体が連携し、子育てに携わる人材を積極的に育成し活動の後押しをすることにより、地域の子育て力を向上させることが必要です。
- 公園や遊び場の充実や、遊具の維持管理を行うなどの環境整備が求められています。
- 通学路の安全確保に向け、警察・道路管理者・学校関係者・地域の方々が連携しながら、定期的に合同点検を実施し、継続的に安全対策を行っていくことが必要です。

母子の健康

- 核家族世帯が増加し、身近に相談相手がいらない保護者が増加しています。母子に関する正しい知識を身につけるとともに、育児に対する不安や悩みを抱え込まず、安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠、出産、子育てまで切れ目なく支援することが必要です。

保育サービス

- 女性の就業率が高くなっており、教育・保育施設や放課後児童クラブの利用について、依然として高いニーズがあります。教育・保育施設においては、引き続き年間を通した待機児童が発生しており、早期に解消するとともに、将来においても発生させない環境整備を計画的に実施していくことが必要です。
- 保育サービスに対するニーズの多様化に対応するために、教育・保育施設において適切な受入体制の整備が求められています。

教育環境

- 次代を担うこどもたち一人一人に応じた最適な学びを提供し、「豊かな学び」「確かな育ち」「多様な感性」を保障する学校教育を推進していく必要があります。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、人との関わり方や学びの積み重ねに不安を感じたり、自信を失ったりしたこと等による不登校が増加傾向にあるため、個々の状況に応じた適切な支援が求められています。

包括的な支援

- 子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、支援の必要性が高いこどもとその保護者に対する包括的な支援体制の強化が必要です。
- 児童虐待について、地域や関係機関と連携し、未然防止を図るとともに、早期に発見し具体的な支援を行う必要があります。

少子化対策

- 少子化問題には、経済的な不安定さ、出会いの機会の減少、健康上の理由など様々な背景があることを認識し、こどもとともに結婚や子育ての当事者となる若い世代を真ん中に据えていくことが求められています。様々な分野における取組みが必要であることから、全庁的に取り組んでいくことが重要です。

また、少子化等に伴い産科施設が減少していることから、安心してこどもを出産することができる産科医療体制を維持・確保することが必要です。

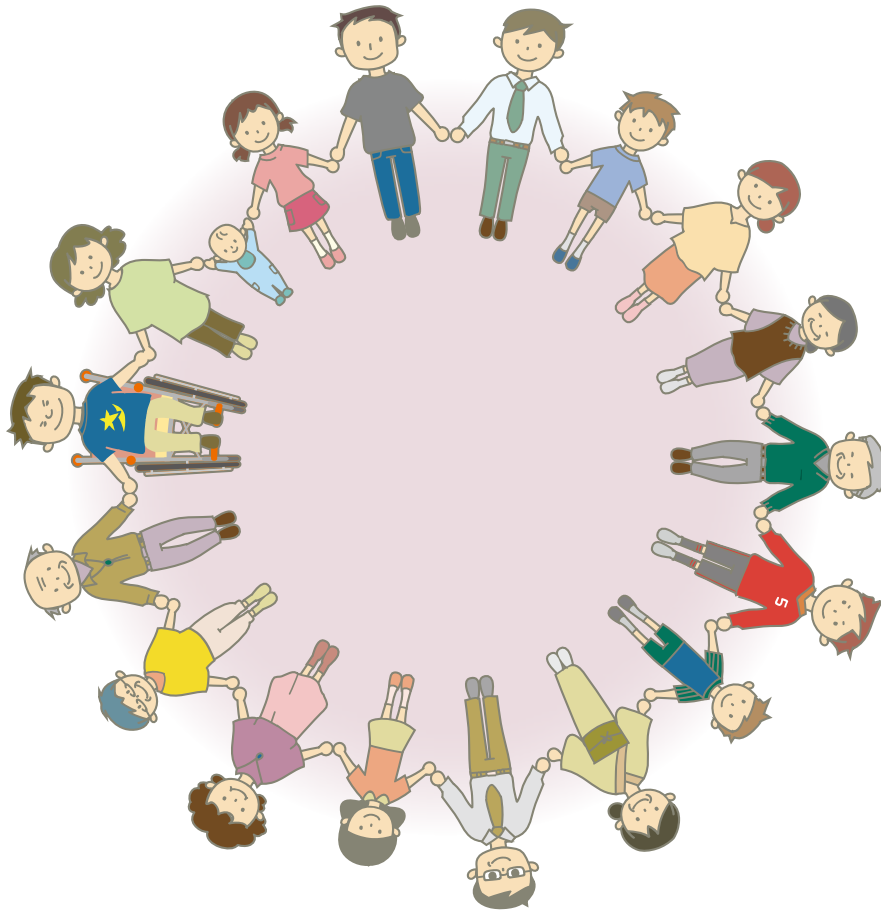
- 結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、家族の在り方や家族を取り巻く環境は多様化しています。特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることはあってはならず、多様な価値観・考え方を尊重することが重要です。

4 計画の基本的な考え方

4-1 基本理念

みんなつながり支え合い こどもを育むおおむらづくり

核家族化の進展や共働き家庭の増加などによりこどもたちを取り巻く環境が変化する中、本市の将来の担い手となるこどもたちを市民一人ひとりが応援し、健やかな成長を育むことで、誰もが安心して子育てできるまち“おおむら”を目指します。



4-2 基本目標

本市の現状、第2期プランにおける課題及びアンケートの結果による市民ニーズや子ども・若者の意見等を踏まえた上で、基本理念を実現するため、次に掲げる6つの基本目標を設定し具体的な取組を行います。

基本理念

基本目標

施策

みんなつながり支え合い
子どもを育むおおむらづくり

地域における子育て力の向上

安心して子育てができるよう、市民一人ひとりが子どもを守り育む取組を通して、地域の子育て力の向上に努めます。

地域子育て人材の育成・活用

地域交流の推進

こどもの安全の確保

親とこどもの心とからだの健康づくり

妊娠、出産、子育てまで切れ目ない支援を行い、心身ともに健やかなこどもの成長を育みます。

妊産婦・乳幼児への支援

親とこどもへの医療の支援

親とこどもの健康づくり

子育てと仕事の両立

教育・保育サービスを充実させるとともに、子育てしやすい職場づくりを推進し、子育て家庭の仕事と子育ての両立を支援します。

教育・保育環境の充実

多様な保育サービス等の提供

子育てしやすい家庭と職場の環境づくり

こどもの未来を育む教育の充実

将来を担う子どもたちが様々な体験を通して、郷土を誇りに思い、心豊かに育つよう、教育の充実を図ります。

「豊かな学び、確かな育ち、多様な感性」を保障する教育の充実

多様な学習機会の提供

配慮を要するこども等への支援

一人ひとりに寄り添った支援の強化

支援を必要とするこどもと保護者や若者に、必要な時に必要な情報を届け、適切なサービスにつなげられるよう支援を強化します。

こども・若者への適切な支援

子育て家庭への支援

情報発信の強化

時代に即した少子化社会等への対応

加速度を増す少子化に対応し、持続可能な社会を維持するため、全ての結婚・子育て世代が主体的な選択による将来の展望を描けるような環境整備に取り組めます。

出会う場の創出と移住・定住の促進

出産の希望をかなえる支援

経済的基盤の安定